

深川市都市計画マスタープラン

平成16年12月 策定

令和3年3月 改訂

深 川 市

深川市都市計画マスタープラン

目次

1章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは -----	1
2 計画策定の背景と目的 -----	2
(1) 計画策定の背景 -----	2
(2) 計画の目的 -----	2
3 計画に定める事項（対象区域・計画期間・目標年次） -----	3
(1) 対象区域 -----	3
(2) 計画期間・目標年次 -----	3

2章 全体構想

1 将来目標の設定 -----	4
(1) 都市づくりの理念 -----	4
(2) 将来人口の設定 -----	4
(3) 土地需要の設定 -----	5
2 都市形成の基本的な考え方 -----	6
(1) 都市形成における地域区分 -----	6
(2) 深川市の将来都市像 -----	7
(3) 将来都市像別にみた、都市形成の基本的な考え方 -----	8
3 都市づくりの基本方針 -----	14
(1) 土地利用の方針 -----	14
(2) 道路・交通体系の方針 -----	19
(3) 自然環境と都市景観の方針 -----	22
(4) 下水道・処理施設の方針 -----	26

3章 地域別構想

1 深川市街地の土地利用方針 -----	30
(1) 住宅地 -----	30
(2) 商業業務地 -----	33
(3) 流通工業地 -----	36
2 その他市街地の土地利用方針 -----	38
(1) あげぼの市街地 -----	38
(2) 広里市街地 -----	40
(3) 音江市街地 -----	43
3 周辺農業地域の土地利用方針 -----	45
(1) 周辺農業地域 -----	45

4章 計画の実現に向けて

1 地域まちづくりプロジェクト	46
プロジェクト1. 中心市街地再生プロジェクト	47
プロジェクト2. 人と環境にやさしいみちづくり・緑づくりプロジェクト	50
プロジェクト3. 農村環境と調和したまちづくりプロジェクト	52
2 計画の推進に向けて	55
(1) 基本的な考え方	55
(2) 都市計画マスタープラン 見直しの方針	56

資料編

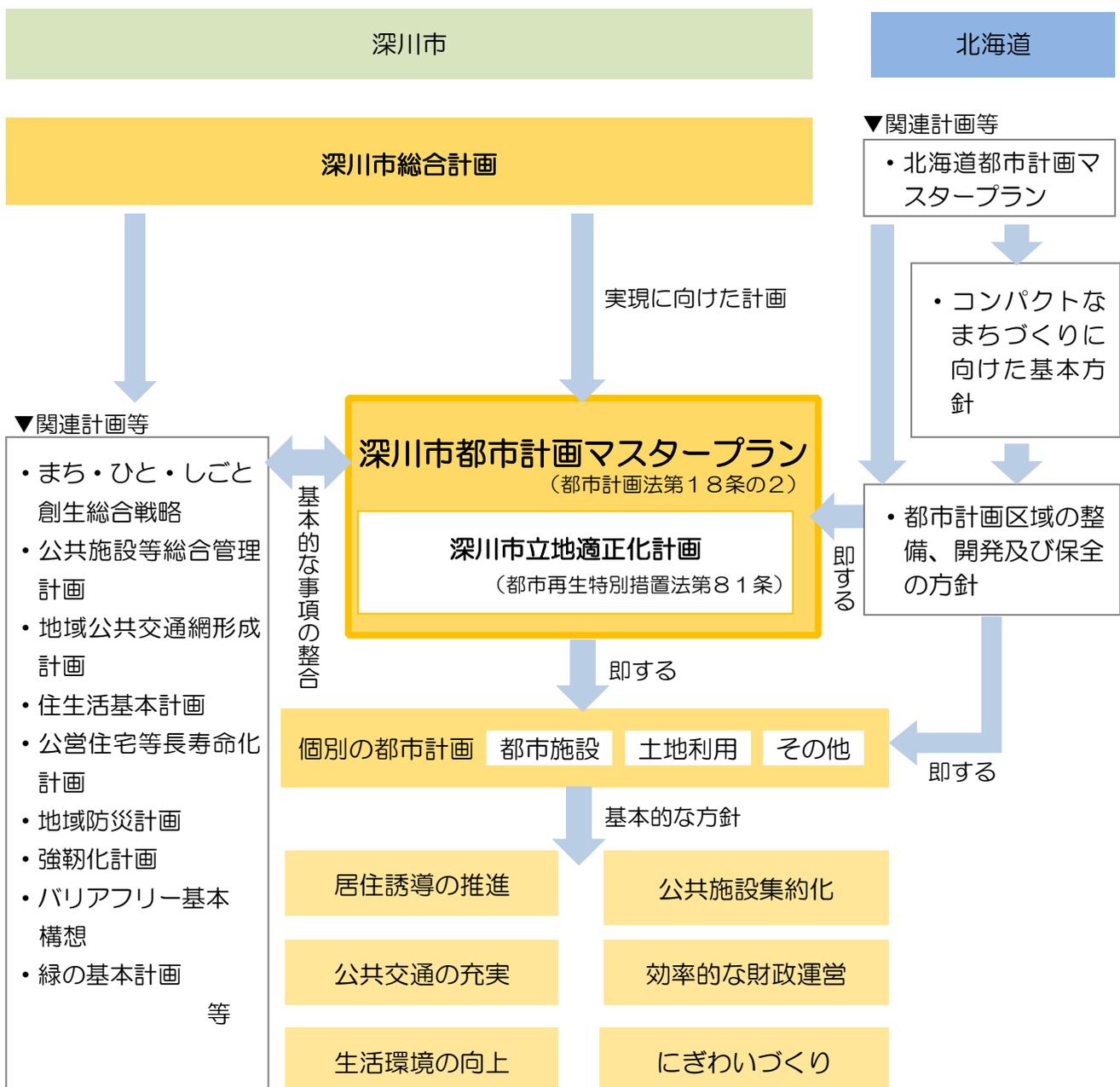
1 深川市の概要	57
(1) 位置・面積・土地	57
(2) 人口・世帯等	58
(3) 災害	59
2 深川市の都市計画	60
(1) 都市計画決定(地域地区等)	60
(2) 都市計画決定(都市施設)	61
3 策定経過	63

1章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり「第五次深川市総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画を踏まえ、概ね20年後の「目指すべき都市の将来像」を示すものです。

図 1-1 計画の位置づけ



2 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

本市は、昭和38年に隣接する当時の深川町、一已村、納内村、音江村の4町村の合併により深川市として市制施行され、昭和45年に多度志町を合併し、北空知地域における産業や文化等の様々な分野において大きな役割を担いながら、農業を基幹産業とする田園都市として発展を続けてきたところです。

また、都市計画においては、昭和43年に現在の都市計画区域が定められ、以後、道路や公園、下水道などの都市施設を計画的に整備していく中で、平成16(2004)年12月に本市における都市計画の基本的な方針として「深川市都市計画マスタープラン」を策定し、市民とともにまちづくりを進めてきました。

しかし、策定から約15年が経過し、近年の人口減少や少子高齢化の急速な進展、社会経済情勢の変化、また上位計画となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が見直された等の観点から現状に即した内容に見直す必要があり、将来にわたって持続可能な深川市を実現するため、新たな将来の都市構造を明らかにして計画的な整備、開発及び保全を図るまちづくりの方針を定めることが求められています。

以上のことから、従来のまちづくりの方向性を踏襲しつつ、約20年先を見据えて「深川市都市計画マスタープラン」の見直しを行うこととしました。

また、同時期に策定の「深川市立地適正化計画」や平成28年3月策定の「深川市地域公共交通網形成計画」と連動して『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』※を推進します。

(2) 計画の目的

「深川市都市計画マスタープラン」の目的は「第五次深川市総合計画」に示す「都市の将来像」の実現に向けての大きな道筋を明らかにすることにあり、いわば、深川市の「まちづくりの設計図」となります。

都市計画法によると「都市計画」とは「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」であり、都市計画が取り扱う範囲は広範囲に及び、中長期的なビジョンの実現のために、地域に住む住民の理解や協力を得ることが必要です。

従って、今後のまちづくりを「どのように行うか」、また「どのような方針の下に実現するのか」を住民とともに考え、計画の中に適切に盛り込むことが重要です。

※『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』：

人口減少社会において、それぞれの地域内で各種機能をコンパクトに集約すると同時に、各地域が公共交通ネットワークでつながることにより一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持するまちづくりの考え方。

3 計画に定める事項（対象区域・計画期間・目標年次）

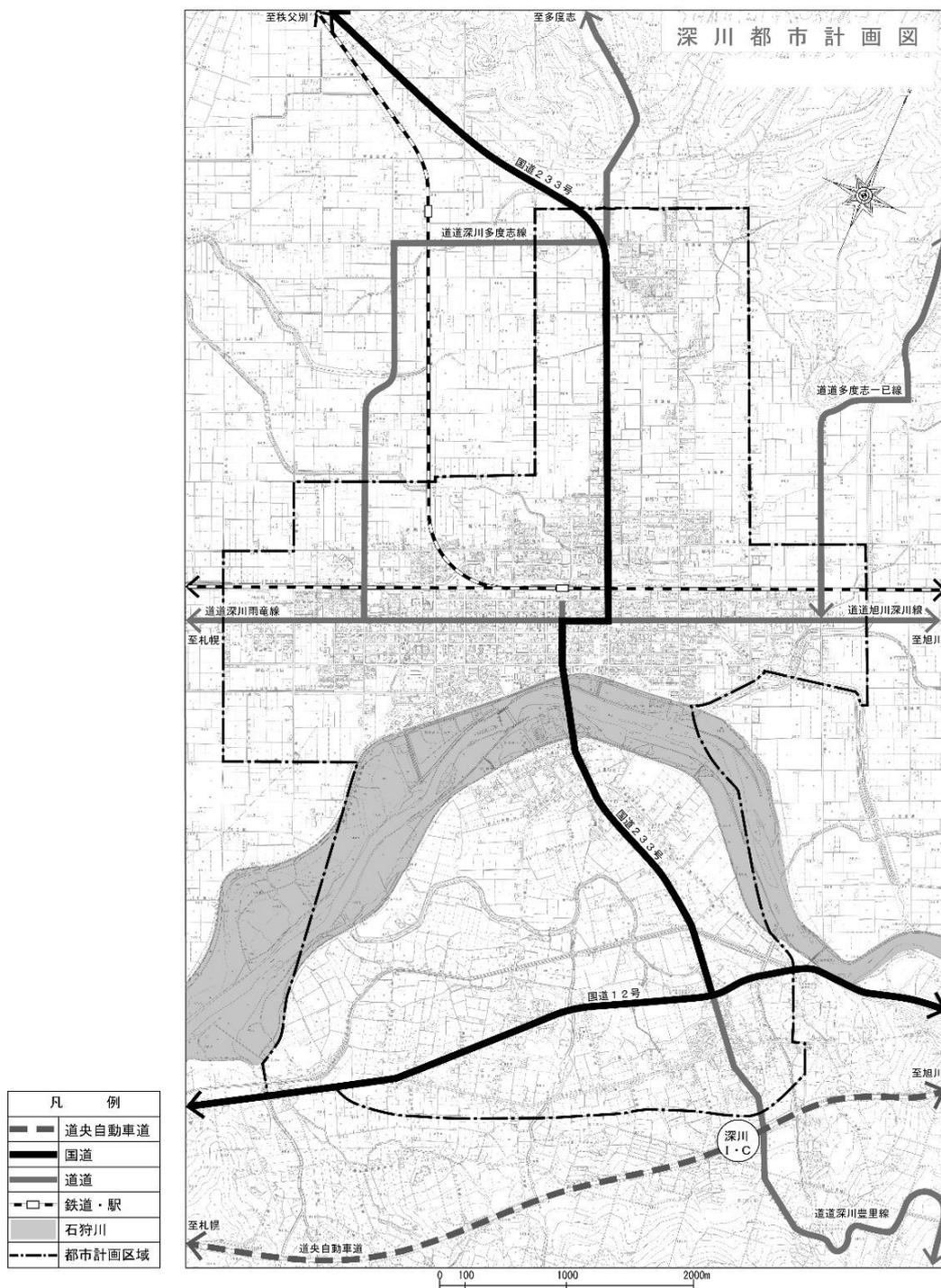
(1) 対象区域

本計画の対象区域は、市街地を含み一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することが必要な区域である深川都市計画区域（約2,353ha）とします。

(2) 計画期間・目標年次

計画期間は、令和2（2020）年度を見直し基準年とし、上位計画である「深川市総合計画」の計画期間と整合を図り、令和23（2041）年度までの22年間を計画期間とします。

図 1-2 計画対象区域



2章 全体構想

1 将来目標の設定

(1) 都市づくりの理念

深川市では、総合計画に基づき、建設・経済・福祉・社会教育などの各種行政施策が行われています。

「第五次深川市総合計画」においては、美しく豊かな自然環境のもと、農業・林業をはじめとする地域産業が発展し、市民が心身ともに健康で豊かで広い心を持ち、安全で安心して暮らしていきけるまち、市民と行政の協働により、みんなでまちづくりを進める基本姿勢として『輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ』を都市の未来像として掲げています。

同様に「深川市都市計画マスタープラン」においても、この「第五次深川市総合計画」に示す未来像を基本理念として設定します。

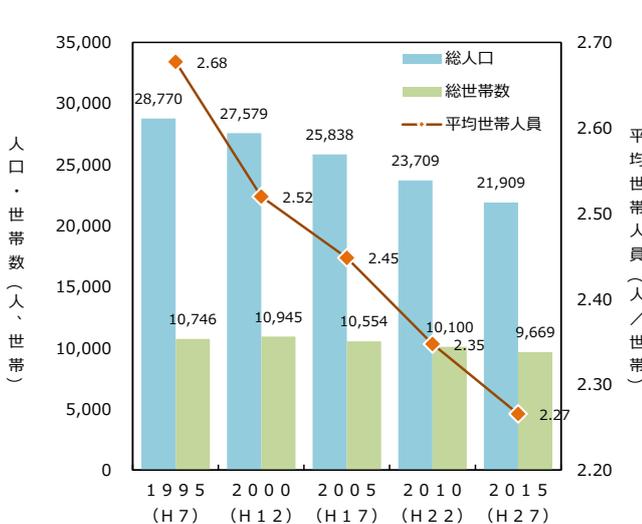
また、快適な生活基盤の構築に向け、本市の恵まれた自然環境や交通の利便性を活かした「農村環境と調和した、いつまでも住み続けることができるまち」を目指します。

(2) 将来人口の設定

現在、人口は大幅な減少傾向を示し、農業の担い手問題など地域産業の状況や出生率の低下などの影響により、今後とも大幅な人口減少が推測されています。

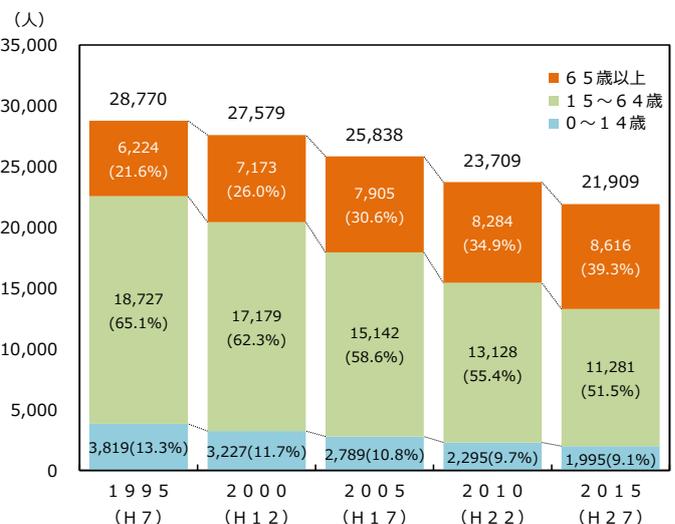
本計画における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基本とし、令和23年の人口は、令和22年の推計値の横ばいとして、概ね13,100人と設定します。

図 2-1 総人口・世帯数・平均世帯人員の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

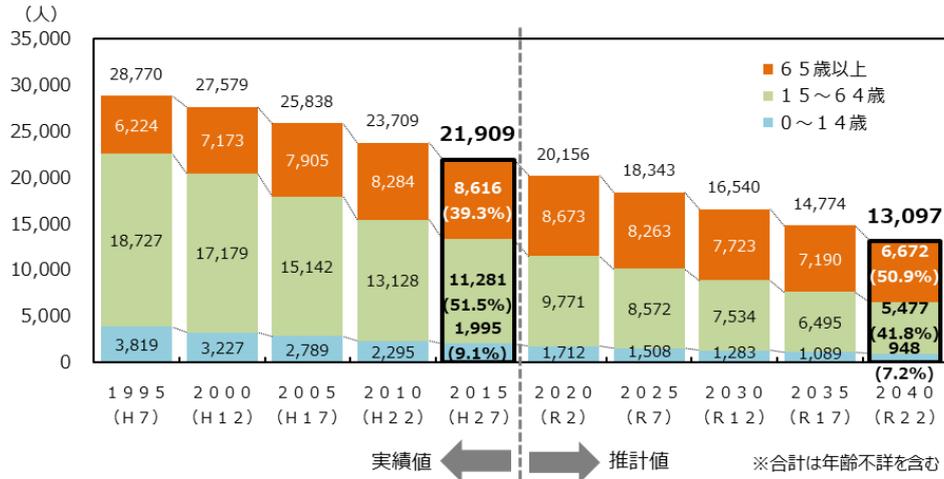
図 2-2 年齢3区分別人口の推移



※合計は年齢不詳を含む

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 2-3 年齢 3 区分別人口の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）

表 2-1 深川市の将来人口の設定

項目	H 2 2	H 2 7	R 1 3	R 2 3
行政区域人口 (前回比)	23,709	21,909 (92.4%)	概ね 16,540 (75.5%)	概ね 13,100 (79.2%)
都市計画区域内人口 (前回比)	18,255	17,494 (95.8%)	概ね 13,000 (74.3%)	概ね 10,600 (81.5%)
用途地域内人口 (前回比)	16,055	15,205 (94.7%)	概ね 11,300 (74.3%)	概ね 9,300 (82.3%)

資料：[行政区域人口] 国勢調査（H 2 2, H 2 7）、
国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）（R 1 3, R 2 3*）
[都市計画区域内・用途地域内人口] 国勢調査（H 2 2, H 2 7）、
将来人口・世帯予測ツールV2を活用した推計値（R 1 3, R 2 3*）
*R 1 3、R 2 3年はR 1 2、R 2 2年推計値を概数で横ばいとした。

(3) 土地需要の設定

将来の土地需要の設定にあたっては、人口規模を大きく見直す必要があるため、今後はこれまで進めてきた都市基盤の内部充実型のまちづくり※を基本とし、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努め、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

※『内部充実型のまちづくり』：

市街地の拡大を抑制し、既存の市街地・都市基盤の活用・整備を進めるまちづくりの考え方。

2 都市形成の基本的な考え方

(1) 都市形成における地域区分

深川市の都市形成の基本的な地域区分としては、合併市という成り立ちから、大きく分けると以下の6つの市街地とそれを取り巻く農業地域・森林地域に区分されます。

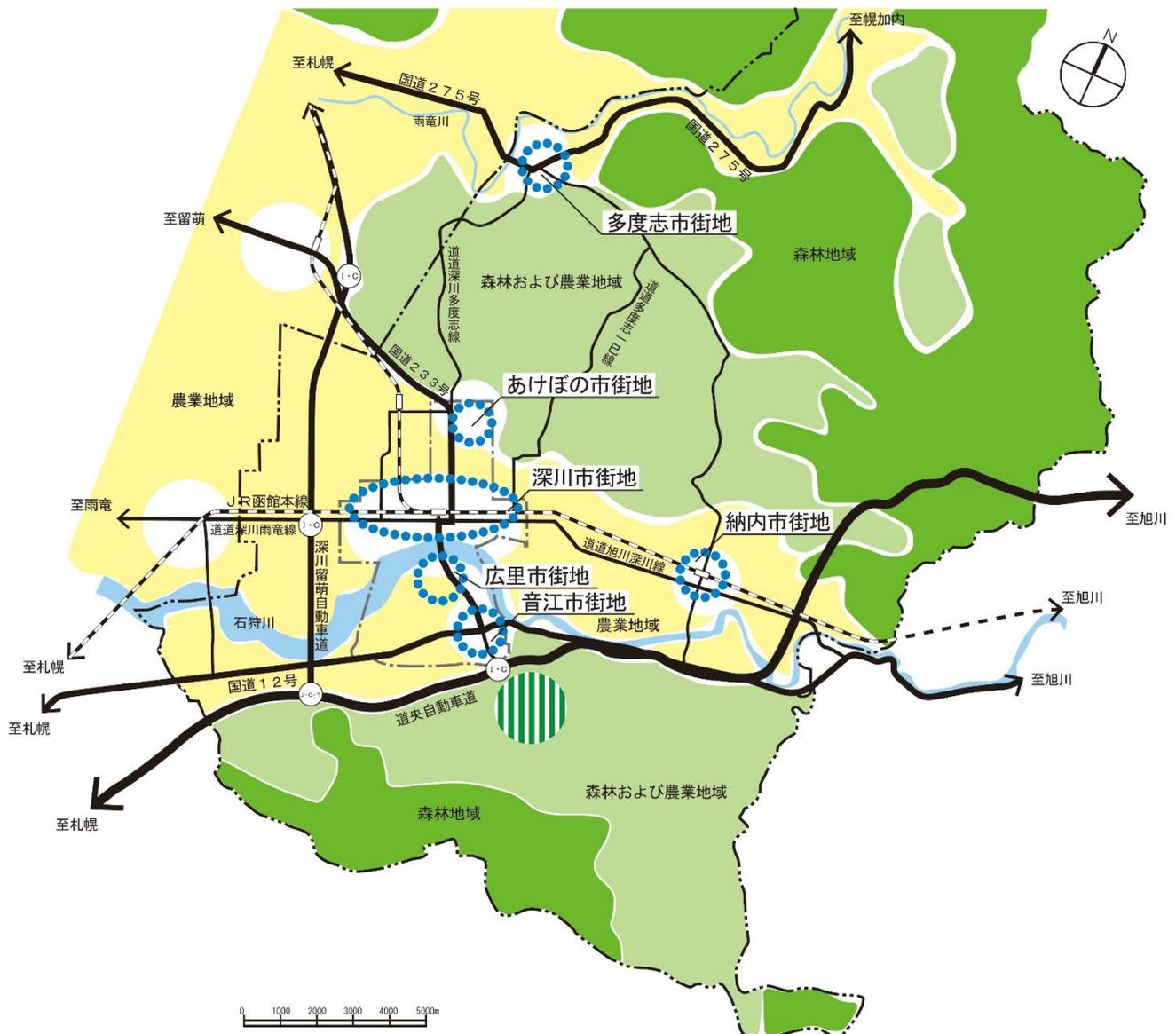
《6つの市街地》

「深川市街地」 「あけぼの市街地」 「広里市街地」
「音江市街地」 「納内市街地」 「多度志市街地」

この6つの市街地のうち、都市計画区域は「深川市街地」「あけぼの市街地」「広里市街地」「音江市街地」と、その市街地を取り巻く「農業地域」で構成されています。

深川市都市計画マスタープランでは、この地域区分を基本として、地域の特性を活かしつつコンパクト化した地域が公共交通網によって有効につながり、都市として形成できるように将来都市像を設定します。

図 2-4 市街地の位置



(2) 深川市の将来都市像

基本理念としての未来像を「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」と設定し、①市街地を取り巻く自然・農村環境、②広域的な位置づけ、③人口世帯・産業などの社会環境、の3つの視点から以下のとおり具体的な将来都市像を設定します。

表 2-2 深川市の将来都市像（まとめ）

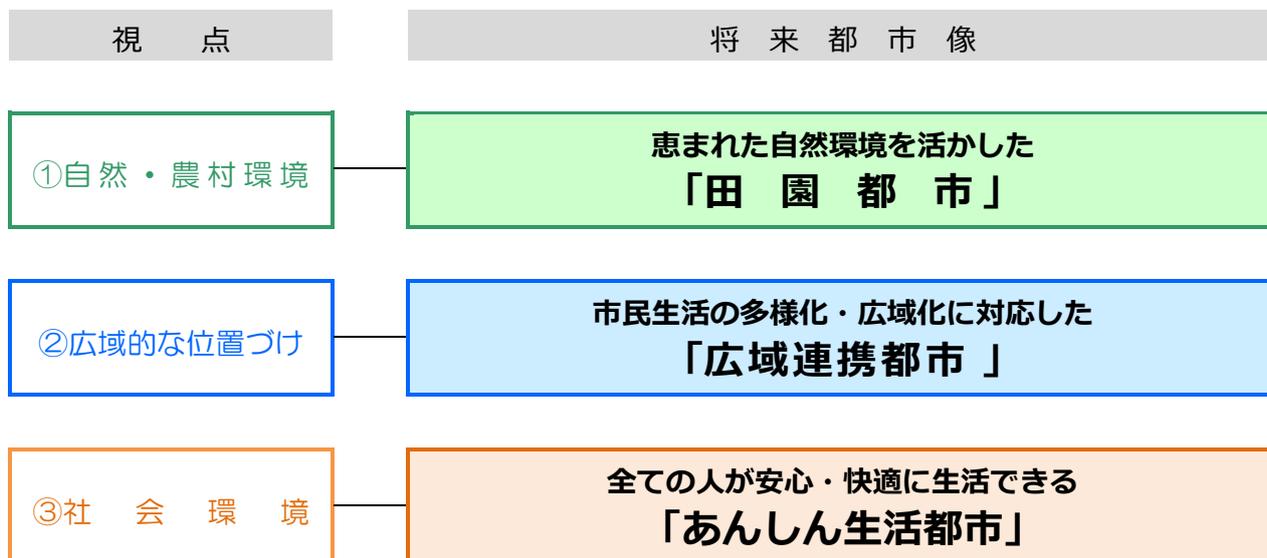


表 2-3 「将来都市像」で設定する地域と主な市街地の対応

大項目	中項目	小項目	主な市街地の対応
自然系土地利用地域	森林環境保全活用地域		森林地域
	田園環境保全活用地域 自然レクリエーション地域 地域農業居住拠点 (集落市街地)		農業地域 大規模公園など 納内市街地 多度志市街地
都市系土地利用地域	都市的アメニティ [※] 拠点	中心市街地ゾーン まちなか市街地ゾーン 沿道市街地ゾーン	深川市街地中心部 深川市街地 深川市街地沿道部
	田園型居住拠点 (都市隣接住宅地)		あけぼの市街地 広里市街地 音江市街地

※『都市的アメニティ』：

快適な都市環境が整備された地区（拠点）。

(3) 将来都市像別にみた、都市形成の基本的な考え方

将来都市像 1

恵まれた自然環境を活かした「田園都市」

① 将来都市像の概念

深川市は、市街地の北側にはコップ山・尚武山、南側には音江山・沖里河山などの山地・丘陵地が望めるとともに、市街地周囲を優良な水田が取り囲み、自然や穏やかな農村環境に恵まれたまちです。

これらの良好な自然環境を活かし、市街地周辺には桜山公園・丸山公園・まあぶオートキャンプ場などが市民の身近なレクリエーションの場として整備されているとともに、市街地から望む音江山の四季の緑は、市民の毎日の生活に貴重な潤いを与えています。

今後も、これらの優れた自然・農村環境を保全活用し、農業のまち深川ならではの「田園都市」を目指します。

② 都市形成の基本的な考え方

都市計画区域内を大きく「自然系土地利用地域」と「都市系土地利用地域」に区分し、それぞれに適切な土地利用を行うことで「田園都市」の形成を図ります。

また、都市計画区域は、インターチェンジ周辺などの新たな土地利用動向の可能性はあるものの、コンパクト化の観点から現在の区域を維持することを基本とします。

a. 自然系土地利用地域

深川の貴重な緑資源として、森林、農業の保全・活用を図る地域です。

新たに大規模な市街地整備は行わないことを基本とすることで、市街地周囲の山地丘陵地、水田地域などの優良な農村環境の保全・活用を図ります。

・「森林環境保全活用地域」

都市計画区域北側及び南側の山林・樹林地は、市街地の輪郭を形成する緑として、また市民の身近なレクリエーションの場として貴重な資源であり、今後も維持保全・活用を図ります。

・「田園環境保全活用地域」

市街地周囲に広がる水田・畑作などの農用地は、郷土景観として重要な役割を果たす優れた緑として、維持保全・活用を図ります。

・「自然レクリエーション地域」

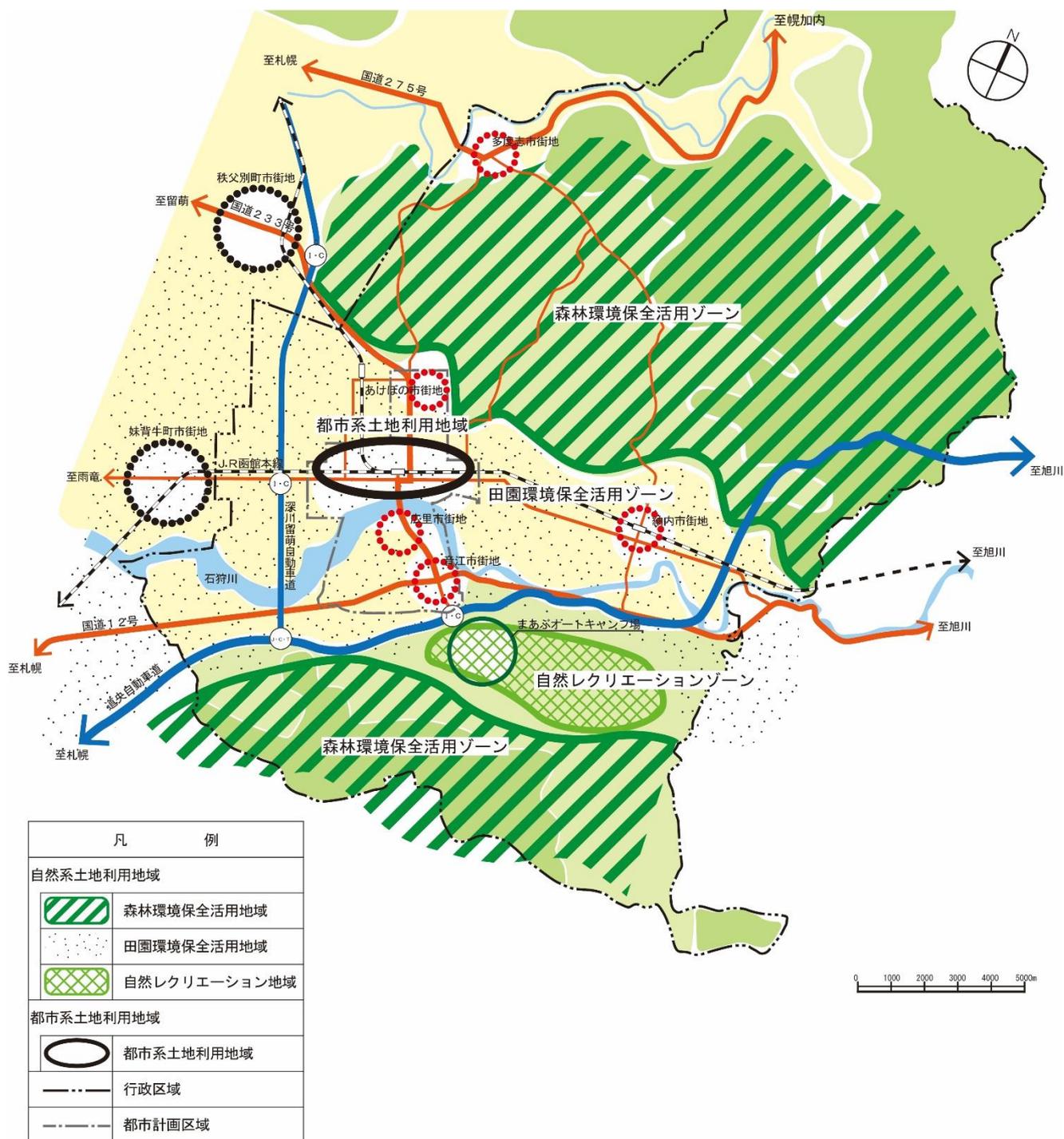
都市計画区域南側に位置する「まあぶオートキャンプ場」「アップルランド山の駅おとえ」などの一帯は、四季を通じて利用される市民の身近なレクリエーションの場として、維持保全・活用を図ります。

b. 都市系土地利用地域

深川市の中心市街地となる深川市街地は、都市活動を支える市街地として「深川市立地適正化計画」など集約の方針と合わせ、整備・開発を誘導していく地域です。

整備・開発にあたっては、現在の市街地規模の拡大を防止するとともに、都市機能の集積を図ることにより、都市活動に伴う環境負荷を軽減し、農村環境との調和を図ります。

図 2-5 「田園都市」形成の基本的な考え方



将来都市像 2

市民生活の多様化、広域化に対応した「広域連携都市」

① 将来都市像の概念

深川市は、深川・一已・納内・音江・多度志の町村合併により、現在では約529km²という広い行政区域を持ち、本市の市街地は都市計画区域内に、深川市街地、広里市街地、あけぼの市街地、音江市街地が点在し、その市街地を取り巻く多度志市街地、納内市街地など地域産業の拠点として機能する市街地が形成されています。

また、北海道の中核都市「札幌市」と道北圏の中核都市「旭川市」を結ぶ、大きな軸上に位置するまちであり、市内には国道12号・国道233号、国道275号、道央自動車道・深川留萌自動車道、JR函館本線・留萌本線など、本道の都市と都市を連絡する主要な骨格となる交通が整備され、札幌市へは自動車約70分、旭川市へは約30分と利便性が確保されています。

本市の基幹産業である農業と都市住民の交流拡大を図る「アグリ工房まあぶ（都市農村交流センター）」や「道の駅ライスランド深川」の施設は、国道・高速道路の結節点に位置し、多くの集客能力を発揮しています。

これからの市民生活は、交通ネットワーク利用により広域化していくことから、市内の各市街地に適切な機能、役割分担を持たせ、これらを結ぶ道路交通ネットワークの充実を図るとともに、他市町村との機能分担も考慮した交通ネットワークや鉄道・道路等の交通結節点機能の強化を図るなど、多様で広域化する市民ニーズに対応する「広域連携都市」の形成を検討します。

② 都市形成の基本的な考え方

行政区域内の主な6つの市街地を、その成り立ちや地域産業との関わりから3つの種類の「拠点」に分類し、それぞれに適切な機能、役割分担を持たせた集約を目指します。

また、これら拠点を連絡する道路ネットワークの充実・強化に向け「深川市地域公共交通網形成計画」に基づき取り組みます。

a. 都市的アメニティ拠点（深川市街地）

深川市街地は、産業・文化・教育・医療・福祉などの高次都市機能が集約する北空知地域の中核としての役割を担う中心市街地です。

市立病院をはじめとする医療施設の利便性の維持向上を目的とした市街地内道路網の整備など、都市機能の充実を図ります。

b. 田園型居住拠点（都市隣接住宅地……あけぼの市街地、広里・音江市街地）

都市計画区域内に位置する住宅市街地です。

周囲の豊かな農村環境を活かし、緑豊かな住宅市街地として、基盤施設の整備、維持管理を図ります。

c. 地域農業居住拠点（集落市街地……納内市街地、多度志市街地）

都市計画区域外に位置する集落市街地です。

地域農業の拠点として、農業とのふれあいや農村空間を利用した市民との交流など、集約された都市と農業を結ぶ交流空間の充実を図ります。

d. 広域的道路網

各市街地間を連絡する主要幹線道路、幹線道路によるネットワークの形成を図ります。

図 2-6 「広域連携都市」形成の基本的な考え方



将来都市像3

全ての人が安心・快適に生活できる「あんしん生活都市」

①将来都市像の概念

中心市街地である深川市街地は、北空知圏の中核としての官公庁施設や広域的な医療福祉施設が整備されており、市内外から多くの人達が施設を利用します。

これら施設を安心・快適に利用するためには、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づき、道路や歩道をはじめとする、JR、バス等の公共交通機関や各施設のバリアフリー化の推進が必要です。

今後は、主要な公共公益施設を結ぶ歩道のネットワーク形成や公園緑地における施設整備などを通し、幼児や高齢者・障がいのある人など全ての人が、安心・快適に生活できる「あんしん生活都市」の実現を図ります。

※ユニバーサルデザイン：

はじめから全ての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物・製品・サービスなどを計画・設計する考え方。

②都市形成の基本的な考え方

「歩いていける距離」*及び地域特性から深川・広里市街地を大きく4つのゾーンに区分し、それぞれに適切な土地利用、基盤施設整備を行うことで「あんしん生活都市」の形成を図ります。

※「歩いていける距離」：

地域に身近な公園として親しまれている、街区公園の誘致距離を参考に、直線距離で250mを「歩いていける距離」と設定しました。

a. 「歩いて楽しいまちづくり」を推進するゾーン

公共公益施設が多く立地する深川市の「顔」となるゾーンとして、各種施設間を結ぶ歩道の整備、公園緑地や休憩スペースの整備、買い物施設の誘導、景観に配慮したブロック舗装や無電柱化などを図り、歩いて楽しいまちづくりを積極的に進めるゾーンです。

○中心市街地ゾーン（JR深川駅から直線距離で約500m以内の市街地）

○まちなか市街地ゾーン（JR深川駅から直線距離で約1km以内の市街地）

b. 幹線道路からの安全なアクセスに配慮するゾーン

主要幹線道路沿道の市街地は、自動車利用での買い物などに利便性が高い市街地として、自動車と歩行者の交通の安全性に配慮した、商業業務・サービス施設の立地にふさわしい土地利用を図ります。

○沿道市街地ゾーン（深川市街地外縁部の主要幹線沿道）

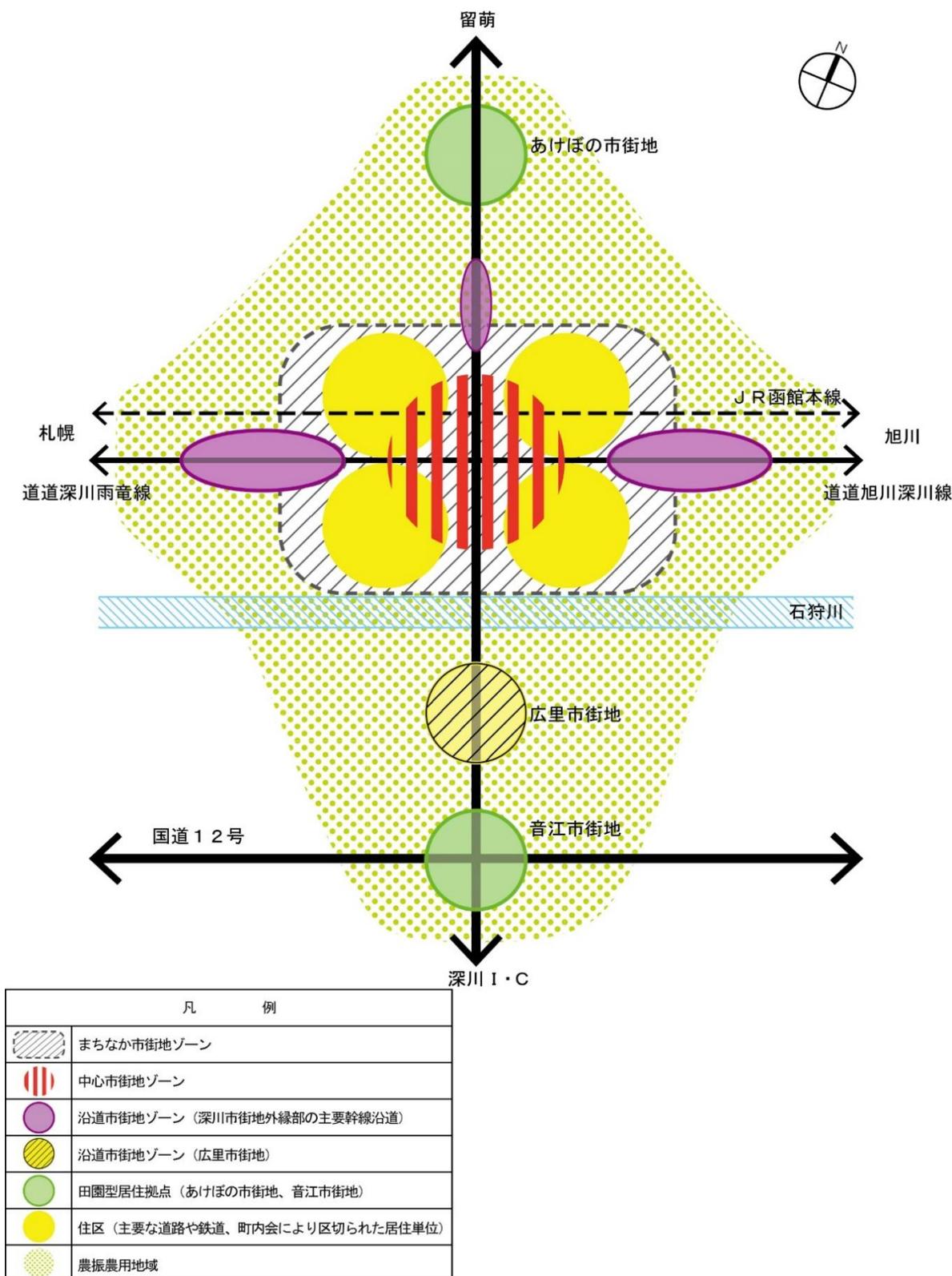
c. 市街地内の基盤施設の適切な整備、維持管理を行うゾーン

周囲を農地に囲まれた自然が豊かな環境と、深川市街地に近い利便性を兼ね備えた市街地として、市街地内の道路・公園・下水道施設など基盤施設の適切な整備、維持管理を行います。

○沿道市街地ゾーン（広里市街地）

○田園型居住拠点（あけぼの市街地、音江市街地）

図 2-7 「あんしん生活都市」形成の基本的な考え方



3 都市づくりの基本方針

(1) 土地利用の方針

本節では、内部充実型のまちづくりを基本としながら、先に示した将来都市像を実現するために、深川市が誘導する土地利用の方針を示します。

①基本方針

a. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

社会情勢の変化等により土地利用の状況が変化している地区においては、必要に応じた土地利用規制ができるように、用途規制の転換・純化・複合化を検討します。

また、コンパクトな市街地規模を実現するため、都市構造に合わせた用途の変更について柔軟な対応を図ります。

特に市庁舎や健康福祉センターが立地する市庁舎周辺地区については、公共施設の集約によるコンパクトなまちづくりを推進するため、用途の変更を検討します。

b. 居住環境の改善又は維持に関する方針

用途の混在や土地の細分化などの無秩序な土地利用を解消するため、必要に応じて地区計画制度の情報提供や導入を検討するとともに道路・公園・下水道などの都市基盤整備を進めるため、面的整備手法の導入も検討し、地区の安全性や利便性、ゆとりや潤いのある住宅地形成を図ります。

c. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

郷土景観を構成する深川神社・大國神社をとりまく既存樹林地や石狩川河畔は、都市における良好な自然景観を有していることから、境内及びその周辺の樹木の保全に努めます。

d. 良好な農地との健全な調和に関する方針

農振農用区域や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域及び集团的農地などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農地として、その保全に努めます。

特に農用区域については、農業上の利用を図るべき土地として用途地域拡大の対象とはしません。

e. 都市型災害の防止と防災の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

近年の大雨や暴風、さらには地震など、災害に強い安全なまちづくりが必要であり、暴風や地震の発生時に電柱の倒壊を防止するため、市街地における無電柱化を推進します。

溢水、湛水、がけ崩れその他による災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め「深川市地域防災計画」に基づき、災害の防止を図ります。

用途地域に指定されていますが、現状は農地であって浸水の恐れがある土地については、最新の「深川市ハザードマップ」を考慮したうえで必要に応じて市街化を抑制し、用途地域縮小の検討を行います。

f. 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

豊かな自然環境を活かした「田園都市」を実現するため、農村環境と調和したコンパクトな市街地形成を目指し、土地利用に応じた用途指定、規制の検討を行います。

②地区別土地利用の方針

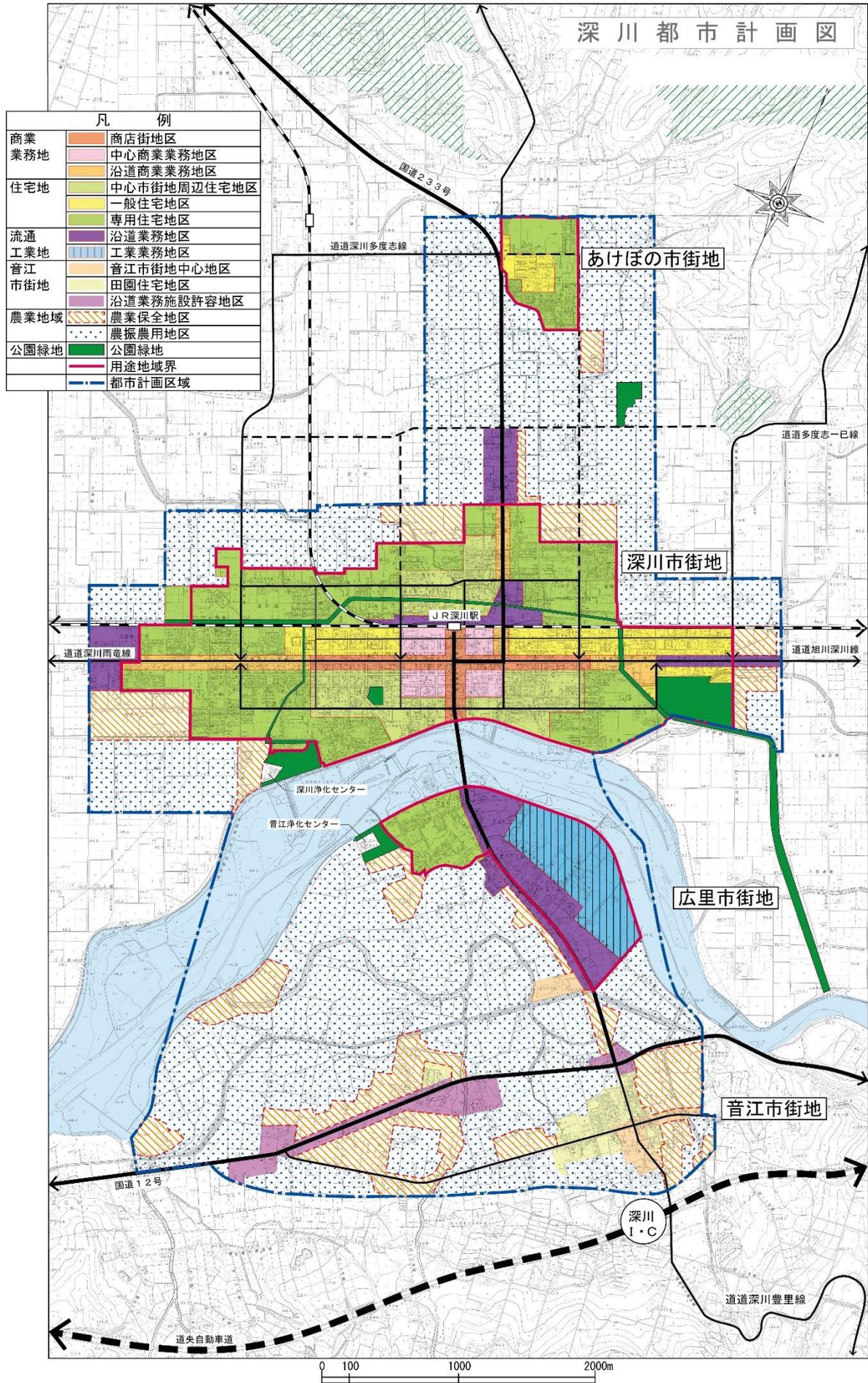
都市計画区域は、深川市街地・あけぼの市街地・広里市街地・音江市街地及び周辺の農業地域で構成されており、それぞれにおける自然環境や社会環境に応じた土地利用の方針を示します。

表 2-4 土地利用の方針（一覧表）

深川市街地	住宅地	中心市街地周辺住宅地区 一般住宅地区 専用住宅地区
	商業業務地	商店街地区 中心商業業務地区 沿道商業業務地区
	流通工業地	沿道業務地区
あけぼの市街地	住宅地	一般住宅地区 専用住宅地区
広里市街地	住宅地	専用住宅地区
	流通工業地	工業業務地区 沿道業務地区
音江市街地	音江市街地中心地区 田園住宅地区 沿道業務施設許容地区	
周辺の農業地域	農業保全地区 農振農用地区	

※具体的な土地利用の方針は後述（3章 地域別構想）

図 2-8 土地利用の方針



③将来における都市計画の方向性

a. 基本方針

1. 宅地開発 指導要綱など のルールづく り	開発行為において、周囲の農地と調和のとれた環境整備が行われるよう、駐車場の設置、道路、公園、下水道などの整備、建築の意匠などについて、まちづくりルールをつくります。
2. 農振白地 地区における 土地利用の 誘導	■深川市街地周辺の農振白地地区 市街地の無秩序な拡大を抑制するため、主要幹線道路沿道の地域では、建物の建設にあたっては、容積率、建ぺい率を低く設定する等、特定の施設（大規模工業施設、大規模商業業務施設など）の立地を規制する方策についても検討します。（特定用途制限地域など） ■その他農業地域の農振白地地区 周囲の営農環境の維持保全を図るため、深川市街地周辺の農振白地地区と同様、特定用途制限地域などの方策について検討します。 まとまりのある自然環境や田園風景の保全のため、農業にかかる土地利用との調整を図りながら、白地地区の開発は抑制を基本とします。
3. 市街地に おけるきめ 細かな土地 利用の誘導	市街地地区においては、地域住民の合意により、街区ごとに宅地の土地利用・オープンスペースの確保・景観整備などについて、きめ細かなルールづくりを行うことができる地区計画の導入に向け、必要に応じた情報提供を行います。

b. 都市計画区域指定の基本的な考え方

○現在の都市計画区域を維持し、良好な農村環境の維持発展、都市地域との調和を図ります。

概 況	<p>深川市街地周囲の豊かな水田などがもたらす良好な農村環境は、市民の財産であり、将来ともに維持発展が必要です。</p> <p>近年では、これら農業地域に、農村環境の維持発展に必要な農業施設や、農村との交流機能を果たす農村レストランなどの立地がみられていますが、今後も、周囲の農業の営農に悪影響がないよう、十分な配慮が必要です。</p> <p>また、都市計画区域外であるインターチェンジ周辺に新たな土地需要の可能性がありますが、長期間にわたり具体的な開発計画はなく、良好な農村環境が保たれています。</p>
方 針	<p>①現在の都市計画区域を維持します。</p> <p>コンパクト化の観点から現在の都市計画区域を保持し、都市計画区域内の良好な農村環境の維持発展、都市地域との調和を図ります。</p> <p>②必要に応じて、適切な土地利用誘導を検討します。</p> <p>都市計画区域外において、新たな土地利用の拡大等により周囲の環境への悪影響などが懸念される場合は、将来にわたる良好な農村環境を維持発展させるため、必要に応じて農地法等の関連する法規制を含めた土地利用誘導方針を検討します。</p> <p>③開発行為における、指導誘導體制の構築に努めます。</p> <p>開発行為の事前協議の体制、情報開示などについて、深川の農業をまもり、育てるためにも農地法による規制を含めた指導誘導體制の構築に努めます。</p>

(2) 道路・交通体系の方針

本節では、都市生活に必要な基盤施設である道路・交通体系の基本方針を示します。

①基本方針

a. 交通施設整備

深川市の交通利便性を活かした「広域連携都市」の実現を目指し、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図ります。

また、効率的、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮するとともに、障がいを持つ人も健常な人も、安全に目的地までスムーズに移動することができるように「深川市バリアフリー基本構想」に基づき、総合的、一体的に進めます。

b. 道路整備

防災や景観など様々な面で効果の高い無電柱化を推進します。

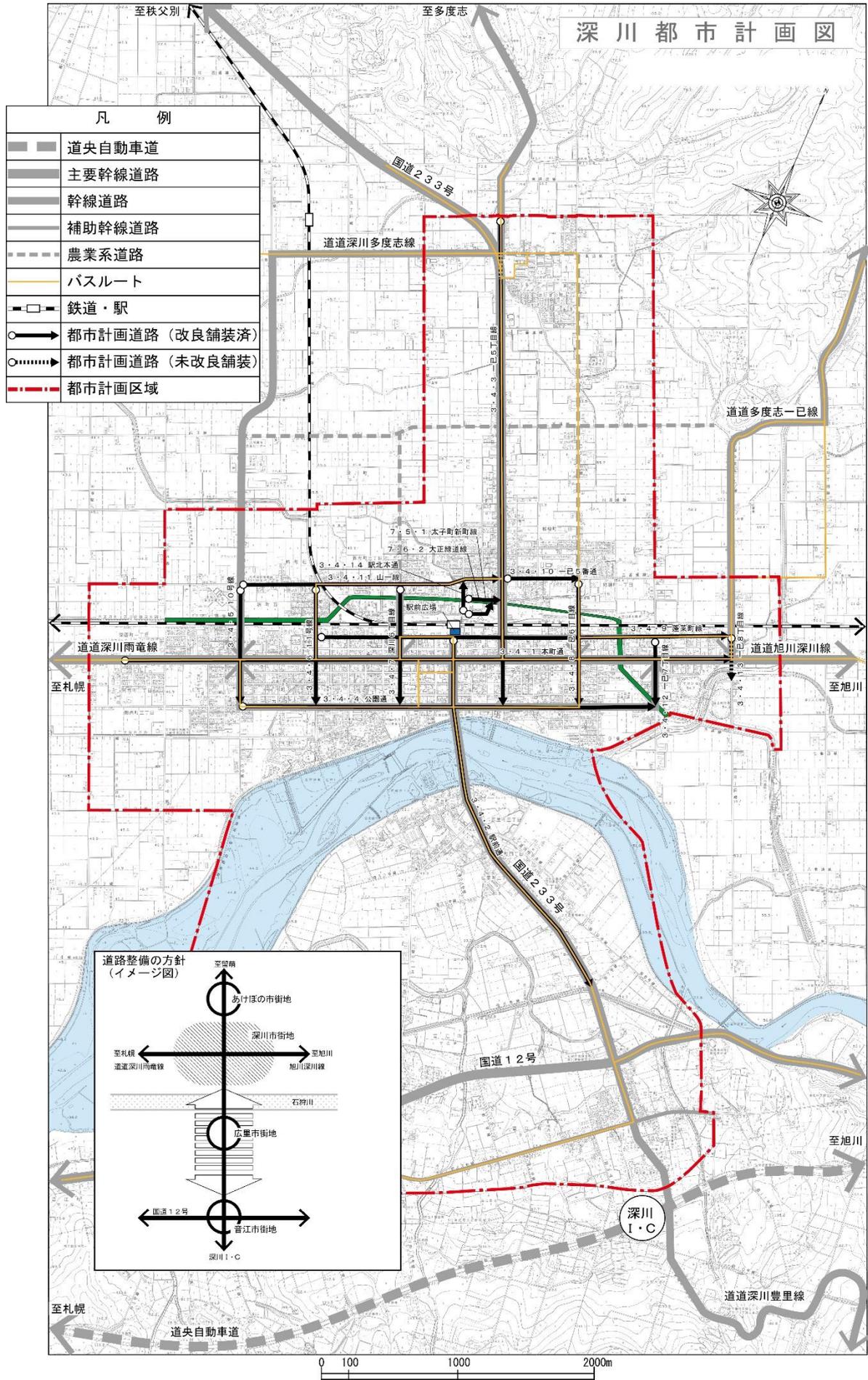
②道路・交通体系整備の方針

- 広域的な交通に配慮した交通体系の形成を図ります。
- JR深川駅周辺を中心に、放射+格子状の道路網をつくります。
- 歩行者・自転車交通ネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。
- 「深川市地域公共交通網形成計画」に基づき、バス交通網を充実させ、利便性の高いまちづくりを行います。

概 況	<p>市街地の主要な交通は、自動車、JR、バス、自転車の4種類です。</p> <p>市街地内の自動車交通網は、国道12号、国道233号、主要道道旭川深川線、主要道道深川雨竜線による放射状の道路網を骨格とし、格子状に配置された都市計画道路網がそれを補完することで、円滑な自動車交通網を確立しています。</p> <p>市街地は、鉄路、河川により幾つかの市街地に分断されており、これらの市街地を円滑に結ぶ交通網の確立が課題となっています。</p> <p>都市計画道路の整備は年次計画的に進めてきましたが、道路のバリアフリー化・無電柱化において、今後の再整備が必要です。</p> <p>長期未着手となっている区間がある都市計画道路については、見直しについても検討が必要です。</p> <p>また、都市計画道路以外の道路においては、歩道未整備箇所も多く、高齢者社会における安全・快適な歩行空間の確保が求められています。</p> <p>道路はもちろん、JRやバスなどの公共交通機関を含めた都市交通の充実を図り、誰もが使いやすいものになることが必要です。</p>
------------	--

<p>道路の整備方針</p>	<p>JR深川駅周辺を中心に、放射+格子状の道路網の形成を図ります。 道路の性格に合わせ、適切な段階構成を形成するよう、道路網を以下に示すように設定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 深川市は、札幌市を中心とする道央と旭川市を中心とする道北方面、及び留萌方面との分岐点にあることから、都市間の連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進めます。 ② 北空知圏の中核都市として周辺都市との有機的な連携を図るため、自動車専用道路、主要幹線道路等の主要な道路について関係機関と連携した維持管理を図ります。 ③ 市街地内の各地域の交通を円滑にするため、幹線道路を格子状に配置し、整備を図ります。 ④ 住区レベルの主要な道路として、補助幹線道路の整備を図り、土地利用に合わせたコンパクトな市街地形成のための良好な居住環境を創出します。 ⑤ 広里市街地においては、土地利用に合わせて工業団地にふさわしい幹線道路整備を図ります。 ⑥ 高齢者社会に対応するとともに、障がいを持つ人も健常な人も安全で快適な通行を確保するため「深川市バリアフリー基本構想」に基づき、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化・無電柱化を進めます。 ⑦ 長期未着手の都市計画道路については、市道のみならず国道や道道も含まれることから、それぞれの道路管理者との協議を行いながら、見直しを検討します。
<p>その他交通施設の整備方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> ○ 道路とJR等の公共交通機関との交通結節点の機能強化を図り、乗換えの利便性向上や歩行者動線に配慮した施設の配置を検討します。 また、JR深川駅北地区においては、自由通路の開通により駅前地区との歩行者動線は確保されており、道路整備に合わせた交通結節点としてのJR深川駅北広場の活用を図ります。 ○ 歩行者の利便性及び安全性の向上のため、都市機能誘導区域内に公共施設等の誘導施設を計画する際は、必要に応じた規模の駐車場を適切に設置することを検討します。 また、必要に応じて駐車場配置適正化区域の設定や集約駐車施設等の設置を検討します。 ○ 自転車交通は、買い物等の近距離移動や通勤通学時などにおける公共交通の端末交通手段として重要である一方、環境面や健康増進などの効果もあるため、自転車道や自転車駐車場の設置について検討します。 ○ 市街地内の有効な交通手段であるバス交通については、適宜バスベイなどの停車しやすい構造として道路網を整備するとともに、利用しやすい公共交通の確保など、高齢者や障がいのある人においても利便性の高いまちづくりを検討します。 ○ JRやバスの乗り降りにあたっては、段差がない、わかりやすいなど、全ての人に利用しやすいものになるよう、整備改善を進めます。 ○ 冬季の歩道除排雪など、生活道路としての機能確保に努めます。

図 2-9 道路整備の方針



(3) 自然環境と都市景観の方針

本節では、都市生活に憩い・潤い・安らぎをもたらす、自然環境の保全と都市景観形成の基本方針を示します。

①基本方針

深川市は、周囲を山地や水田で取り囲まれた自然豊かな都市です。

「田園都市」を将来像として掲げるように、豊かな自然景観を保全・活用しながら、都市機能と田園景観が調和のとれる整備を図ります。

a. 自然環境の保全

環境保全・レクリエーション・防災・景観構成など各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園・緑地などを適正に配置し、整備保全に努めます。

自然豊かな緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努めます。

b. 都市景観形成

河川は、雨水幹線などの流末や治水対策の上からも防災機能を有する都市施設ですが、都市においては、水辺空間と親水機能を持った大切な空間となっています。

また、河川の沿線は、都市内を流れる重要な緑空間として、自然環境を保全するとともに活用を図ります。

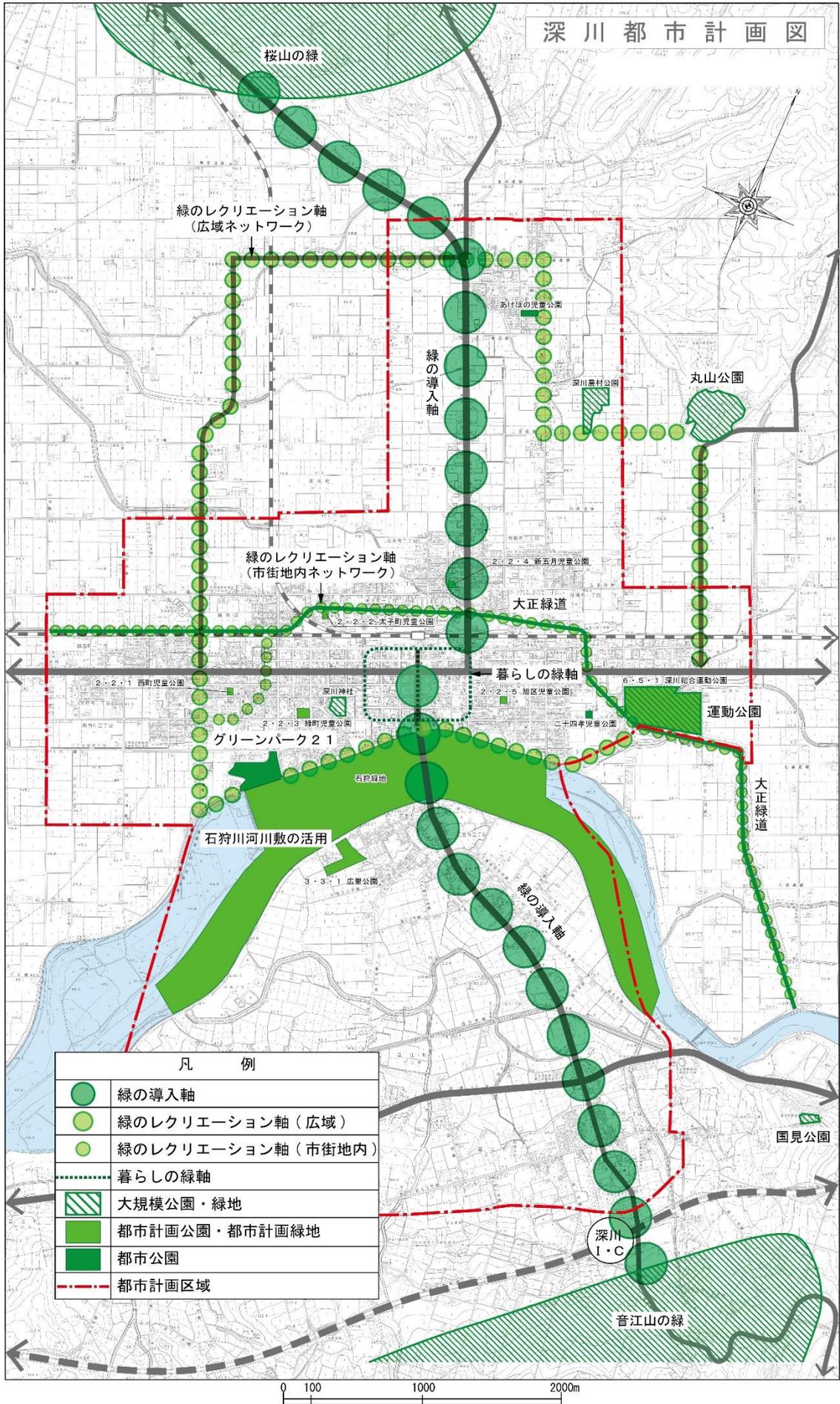
「深川市緑の基本計画」に基づき、緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるとともに、自然を活かした景観形成を図ります。

②「水と緑」整備の方針

- 市街地周囲の豊かな緑を保全活用します。
- 市街地内の公園緑地をつないだ「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

概 況	<p>深川市における緑地の形態は、市街地南部及び東部から北部にかけて取り囲むように展開する丘陵山地と、中央を流れる石狩川や堺川の河川空間を骨格とする、豊かな自然環境を成しています。</p> <p>深川市街地内には、街区公園・深川総合運動公園・石狩緑地などの都市公園がありますが、鉄道や幹線道路、河川などによる分断で、都市公園を身近に感じる事が出来ない箇所もあります。</p> <p>また、市街地周囲には、丸山・桜山・国見公園・音江山麓などの市民の身近な公園・緑地が位置し、休日などには多くの市民で賑わいますが、各公園・緑地への適切な交通の確保が課題となっています。</p>
整備方針	<p>① 多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点として機能する近隣公園、地域の特性を活かした多彩な街区公園・緑地など、土地利用に応じた誘致距離を勘案し、適正な配置・整備を図ります。</p> <p>② 人通りが多い中心市街地には、各種公共公益施設を結ぶ「暮らしの緑の軸」として、街路樹のある歩道空間やポケットパーク等の整備により、安心・安全に各種施設に移動できる環境整備を図ります。</p> <p>③ 市街地周囲に位置する丸山・桜山・音江山麓などの、レクリエーション施設と市街地を連絡する道路を「緑のレクリエーション軸（広域）」と位置づけ、ジョギングなどを楽しめる歩道や公園・緑地の整備を図ります。</p> <p>④ 石狩川・堺川などの河川空間や幹線道路の道路空間、大正緑道などの緑を「緑のレクリエーション軸（市街地）」と位置づけ、日々のウォーキングなどの身近な水と緑のレクリエーション空間として、歩道や公園・緑地の整備を図ります。</p> <p>⑤ 「石狩川（下流）河川整備計画（北海道開発局）」に基づき石狩川の治水対策を推進します。</p> <p>⑥ 「深川市緑の基本計画」などを踏まえ、公園・緑地などの都市施設、緑の計画的な整備・保全を図ります。</p>

図 2-10 「水と緑」整備の方針



③都市景観の形成方針

田園風景は、周囲の山々や市街地中央を流れる石狩川と相まって、深川市の都市景観の大きな要因となっています。

また、既存樹林や公園緑地、建築物や屋外広告物なども都市景観の構成要素となっています。

「田園都市」として、自然・農村環境と調和のとれたまちづくりを進めるうえからも、良好な都市景観の保全・創造を図る必要があります。

豊かな自然と田園風景は、深川市の大きな景観財産であり、深川らしい景観について市民の認識を深め、景観形成に対する意識高揚を図ります。

また、都市機能のほどよい集積を図りながら、コンパクトな市街地形成にあたって、深川らしさを活かした市民が誇りと愛着のもてる景観形成を推進します。

(4) 下水道・処理施設の方針

本節では、都市生活に必要な基盤施設である下水道・処理施設整備の基本方針を示します。

①基本方針

a. 下水道整備

生活環境の改善、公共水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資することから、整備を促進します。

b. 処理施設整備

資源循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化・資源化を一層推進するため、適正に処理する施設の整備と処理システムの構築を、近隣市町村と連携を取りながら推進します。

②下水道・処理施設整備の方針

○資源循環型社会の形成を目指し、適切な処理施設整備を行います。

概 況	
	<p>■下水道</p> <p>下水道は、市街地における浸水の防除や、河川などの公共水域の水質保全など、快適で衛生的な生活環境を形成するために不可欠な施設です。</p> <p>都市計画区域内における公共下水道は、昭和47年に事業認可を受け、現在は汚水788haの認可を受けており、下水道普及率（実施）*は76.0%となっています。</p> <p>■処理施設</p> <p>資源循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化・資源化を一層推進することが必要です。</p> <p>ごみ焼却場等の一般廃棄物処理施設については、中・北空知5市9町の「中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画」を定め、これをもとに可燃ごみを歌志内市内にある中・北空知廃棄物処理ごみ焼却場へ積替運搬するための中継施設と生ごみのバイオガス化施設を、1市4町（深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町）で「北空知衛生センター組合ごみ処理施設」として深川市に整備しています。</p> <p>また、粗大・不燃ごみ及び資源ごみを受入処理するリサイクルプラザについては、深川市単独で整備した後、現在は上記1市4町で使用しており、リサイクルプラザから発生する残渣については、一般廃棄物最終処分場に埋め立てします。</p>

整備方針

■下水道

生活雑排水や産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら公共下水道の整備を促進します。

都市計画区域内の下水道普及を推進するため、市民意識の高揚、資金融資制度活用による排水設備及び水洗化の普及促進に努めるとともに、施設については、効率的で経済的な維持管理を図ります。

■処理施設

一般廃棄物処理施設については、引き続き各計画等に基づき整備に努めるとともに、効率的で経済的な維持管理を図ります。

なお、一般廃棄物処理施設は、都市計画区域より離れたところに位置していますが、今後、住民や関係者間の合意形成等の観点から、都市計画決定について十分検討します。

産業廃棄物処理施設は、民間それぞれの計画による整備が基本となっていますが、その計画的な位置づけなどとともに、公益性のある施設としての整理を踏まえ、そのうえで施設の整備、管理運営等を含めた恒久性の確保が図られると判断する場合については、都市計画決定に向けての検討を行います。

※下水道普及率=処理区域内人口÷行政人口×100%（令和2年3月末現在）

図 2-1 1 処理施設整備の方針（下水道、污水）

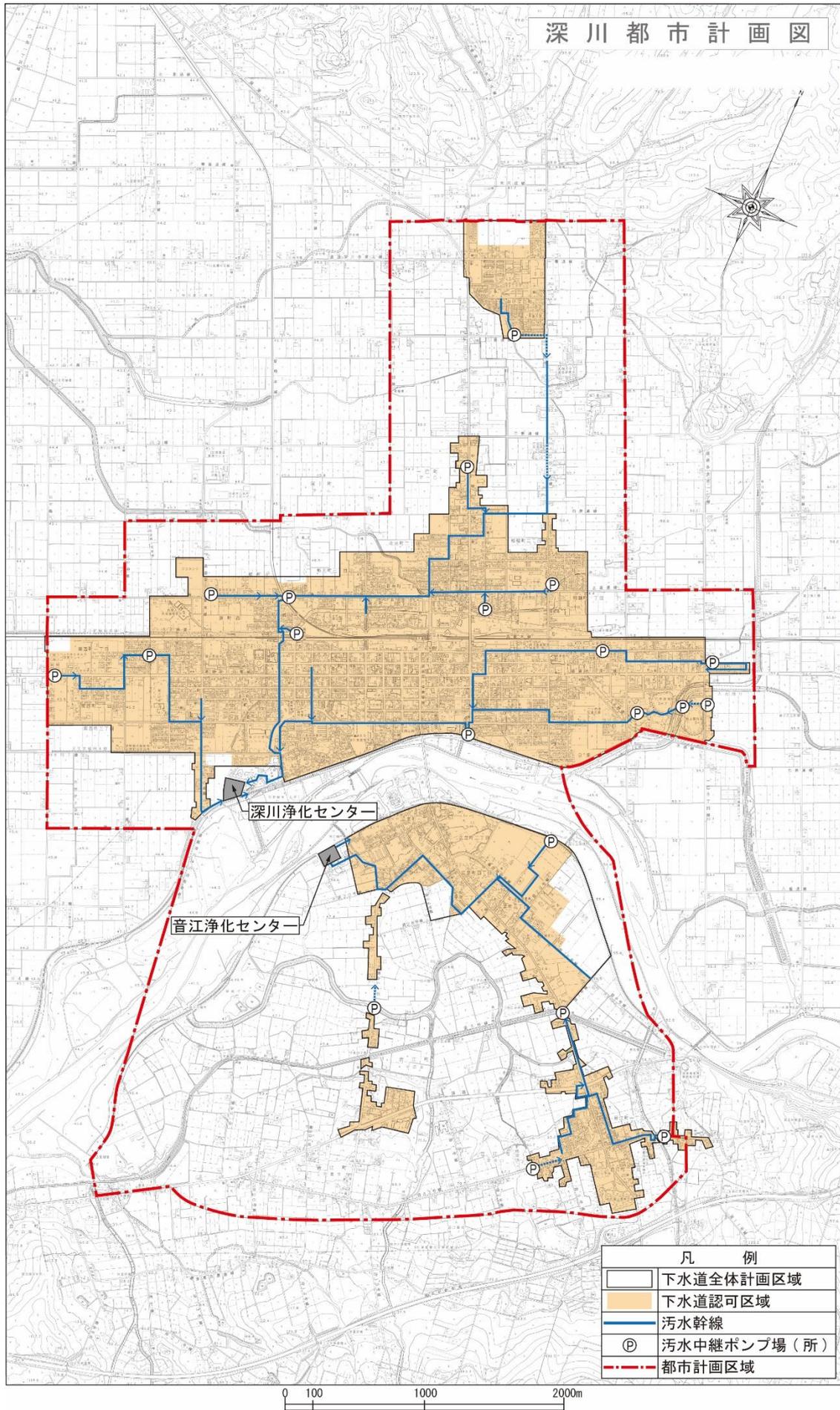
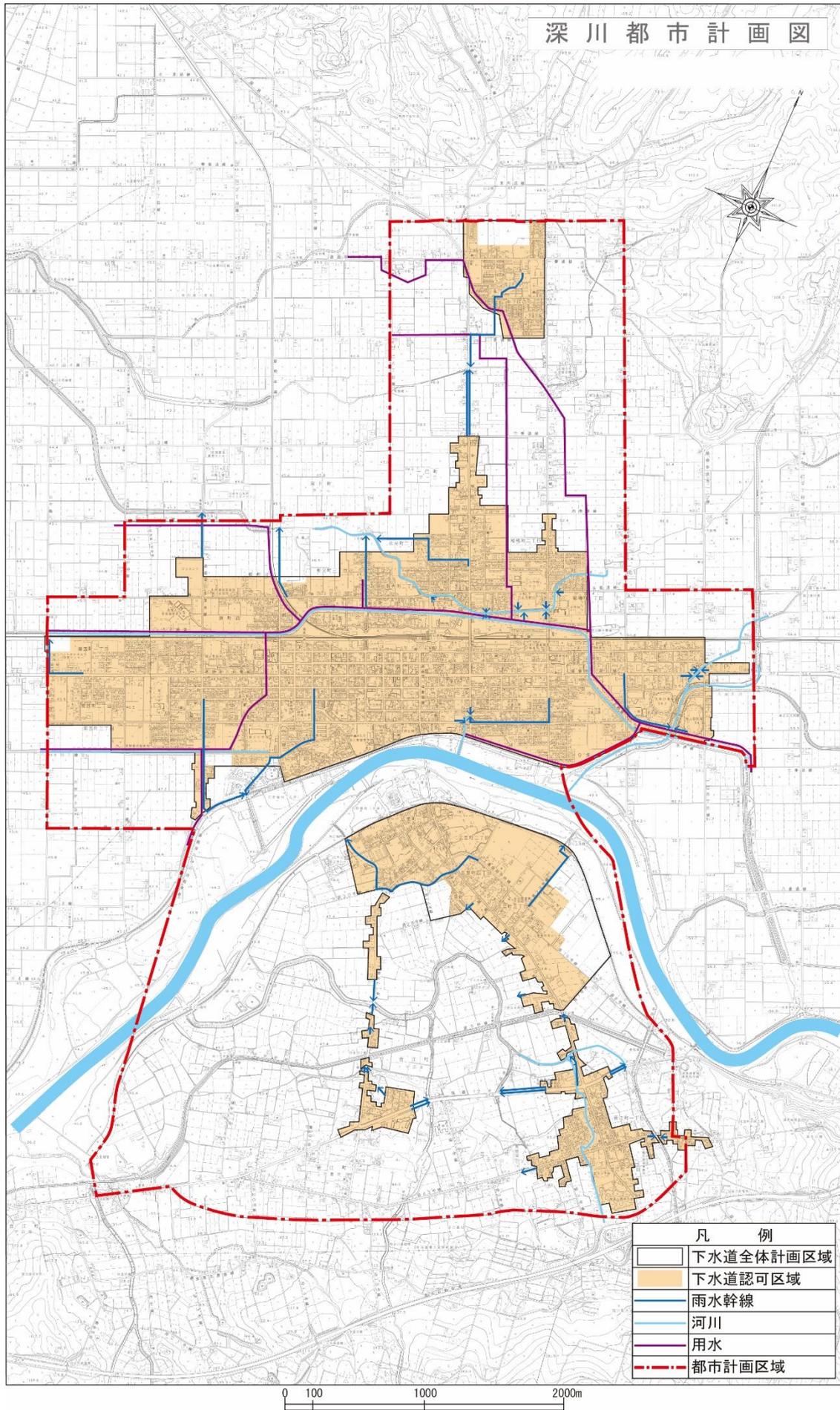


図 2-1 2 処理施設整備の方針（下水道、雨水）



3章 地域別構想

1 深川市街地の土地利用方針

深川市街地は「広域連携都市」においては都市的アメニティ拠点であり「あんしん生活都市」においては中心的役割を担っています。

土地利用の基本方針については、中心市街地であることから、(1)住宅地、(2)商業業務地、(3)流通工業地の用途に応じた方針を図ることとします。

(1) 住宅地

いつまでも「住み続ける」ことができる住宅地の形成

①概況

深川市街地における住宅地は、JR深川駅を中心とした商業業務地を取り囲む形で形成されており、住宅市街地の範囲は東西約4km、南北約2kmに及んでいます。

JR深川駅北側の古い住宅地や未利用地において、土地区画整理事業を実施し、良好な居住環境が創造されています。

一方、市街地の外縁に近い比較的新しい住宅地は、個別の宅地開発等により市街地が形成されていますが、現在も農用地として利用されている地区が多くみられます。

②基本的な考え方

「コンパクトな市街地」の実現を目指し、既存市街地における住宅地整備を基本とし、住宅地の無秩序な拡大が生じないように適正な立地計画の視点も含め、具体的な誘導や規制を検討します。

利便性の高い中心市街地においては、密度を高く維持しながら、商業業務施設と混在した賑わいのある住宅地とし、主要幹線道路や幹線道路沿道の後背地は中層住宅地、市街地外縁部周辺は、オープンスペースをゆったりとした低密度な住宅地とするなど、周囲の農業環境と調和のとれたメリハリある市街地形成を目指すとともに公共施設や業務施設の適正な立地を誘導します。

③方針

<p>a. 中心市街地 周辺住宅地区</p>	<p>■位置づけ 中心市街地に近接する環境を活かし、主に戸建住宅、共同住宅、小規模な生活利便施設などからなる、利便性が高く、比較的密度の高い住宅地とします。</p> <p>■配置方針 JR深川駅から概ね1kmを目途とする、中心市街地の周辺に配置します。</p> <p>■土地利用方針 基盤施設が整備され、宅地形状が比較的整った良好な住宅地は、建物の更新に合わせた公共空間の創出を行うなど、今後も良質な環境の維持発展を図ります。</p> <p>市営住宅などの整備にあたっては「深川市公営住宅等長寿命化計画（第3期）」に基づき、建物の中層化による供給戸数の確保を図るとともに、土地の有効利用により、周辺の住環境向上につながる環境整備を図ります。</p> <p>特にJR深川駅北側は、木工場や流通業務系施設の移転により、未利用の土地があったことから、中心市街地に近接した立地条件を活かし、土地区画整理事業等の面的整備手法により、良好な居住環境を創出し中心部への居住の推進を図るとともに、用途の変更を行いました。</p>
<p>b. 一般住宅地区</p>	<p>■位置づけ 主に公共施設、共同住宅、戸建住宅、住環境に支障のない業務施設からなる、利便性の高い住宅地とします。</p> <p>■配置方針 JR函館本線南側において、都市計画道路3・4・9号蓬萊町線沿線などから中心市街地へとつながる地区に配置します。</p> <p>■土地利用方針 住環境に影響の少ない公共施設や業務施設の立地を誘導します。 公共施設の整備にあたっては、住宅地の環境保全に配慮します。 市庁舎や健康福祉センターなどが立地する市庁舎周辺地区については、市庁舎の建て替え予定地であることや、コンパクトな市街地をより推進するために公共施設の集約化や利便性の向上を目的として、用途地域の変更を検討します。</p>

c.
専用住宅地区

■位置づけ

主に戸建住宅からなる、周囲の農村環境と調和した、ゆとりと落ち着きのある専用の住宅地とします。

■配置方針

幹線道路沿道を除く市街地の縁辺部に配置します。

■土地利用方針

落ち着いた環境の既成の住宅地は、今後とも良好な環境の保全を図ります。

地区内にある面的な農地は、無計画な染み出しが生じないように、適格な誘導が必要です。

また、長期にわたり営農を続けている地区については、市街地内の貴重な緑地として位置づけ、その維持保全を検討するとともに、河川氾濫等による浸水の恐れがある土地については、住宅地としての開発を抑制し、必要に応じて用途地域縮小を検討します。

また、市民農園などの利用についても検討します。

(2) 商業業務地

賑わいのある商業業務地の形成

①概況

深川市街地における商業業務地は、JR深川駅前を中心とした地区と、国道・道道などの沿道に薄く広く形成された地区とで形成されています。

JR深川駅前地区は、都市計画道路3・4・2号駅前通の拡幅に合わせた再整備や、都市計画道路3・4・9号蓬莱町線の無電柱化が行われ、沿道景観が調和したまちなみを生み出されています。

また、JR・バスなどの公共交通機関も含め、商店街・飲食店街・医療施設など多数の業種が集約する北空知圏の中心的役割も担っている地区であるため、景観に配慮したコンパクトなまちづくりを進め、かつての賑わいのある中心市街地への再生を図ることが期待されています。

一方、国道などの幹線道路沿道に形成された商業施設は、市内外から自動車を利用して多くの集客が見込めることから、店舗の大型化が進んでいます。

②基本的な考え方

「あんしん生活都市」実現のため、中心市街地、幹線道路沿道と地域の特性に合わせた商業業務地区の形成を図ります。

中心市街地としては、JR深川駅前の都市計画道路3・4・2号駅前通（国道233号・一般道道深川停車場線）を中心に、3・4・9号蓬莱町線、3・4・1号本町通（国道233号・主要道道深川雨竜線・主要道道旭川深川線）、生活関連経路など沿線に商業業務地が形成されており、今後とも本市の商業業務地として、無電柱化や歩道のバリアフリー化、ブロック舗装など安全や景観に配慮した通行環境と、各店舗を歩いて回れる、楽しさのある地区として整備・検討を図ります。

また、夜でも賑わいのある中心市街地の形成を目指し、集合住宅などの密度の高い住宅の誘導を図ります。

幹線道路沿道地区においては、自動車での来客が主体となることから、交通渋滞・騒音などによる地域の住環境への悪影響がでないように、適切な整備が行われるよう誘導規制を行います。

③方針

<p>a. 商店街地区 (中心市街地ゾーン) (まちなか市街地ゾーン)</p>	<p>■位置づけ 商業施設・サービス業務施設など生活利便施設が幹線道路沿道に集約された、活気のある深川市の生活や産業活動の中心軸を形成する地区とします。</p> <p>■配置方針 深川市街地中心部の3・4・1号本町通、3・4・2号駅前通沿道に配置します。</p> <p>■土地利用方針 深川市の中心商業地として、徒歩による買い回りが行いやすいように、商業施設の集約的な配置を図ります。 歩道のバリアフリー化や無電柱化など、深川市の顔としてふさわしいまちなみ景観の形成を推進します。 自動車による利用や高齢者などの利用に配慮した商店街の整備を図ります。</p>
<p>b. 中心商業業務地区 (中心市街地ゾーン)</p>	<p>■位置づけ 幹線道路沿道の商店街地区とともに、飲食店街・業務施設・医療施設・公共施設などの都市機能施設をさらに誘導して集約するため、用途地域の見直しを検討し、人が集まり多様な都市活動が展開される深川市の中心市街地を形成する地区とします。</p> <p>■配置方針 3・4・1号本町通と3・4・2号駅前通の交差点を中心とした、概ね半径500mの圏内に配置します。</p> <p>■土地利用方針 土地の高度利用と建物の不燃化を進め、多様な都市機能の集積と地区の防災性の向上を図ります。 土地建物の流動化を促進し、建物の建設・既存建物の再利用などを進め、空き地や空き店舗の有効利用を推進します。 歩道やポケットパークの整備など、快適に徒歩利用が可能となる都市基盤の整備を図ります。 中央公民館や文化交流ホールみ・らい、市立病院が立地する中心市街地地区については、公共施設の集約による更なる利便性の向上や、まちなかの拠点となるよう大規模な公共施設の立地を誘導するため、用途地域の変更を検討します。</p>

<p>c. 沿道商業業務地区 (沿道市街地ゾーン)</p>	<p>■位置づけ 幹線道路沿道の交通利便性を活かし、主に広域圏における住民や通過交通を対象とした大型の商業施設や業務施設、大規模な駐車場を備えた施設など各種サービス施設が立地する地区とします。</p> <p>■配置方針 中心市街地周辺部の3・4・1号本町通、3・4・3号一已5丁目線の主要幹線道路沿線に配置します。</p> <p>■土地利用方針 自動車による利用が多数を占めることが想定される商業施設、業務施設の適正な立地誘導を図ります。</p> <p>利用者数に見合う駐車場・駐輪場を確保するとともに、幹線道路からの安全なアクセスに配慮した施設整備を推進します。</p> <p>後背住宅地への騒音・粉塵・通過交通の進入等に配慮し、住環境の保全に努めます。</p>
---	---

(3) 流通工業地

農業と調和した工業地の形成

①概況

深川市街地における工業地は、深川駅北地区の農業関連工業地と、国道・道道などの主要幹線沿道に広がるサービス型工業地（自動車修理工場など）に区分されます。

輸送体系の大きな変化などにより、駅周辺から利便性の高い国道などの幹線道路沿道における工業需要が高くなってきています。

②基本的な考え方

深川駅北地区は、鉄道輸送を利用した流通業務系施設、鉄道関連施設や農業関連施設が立地する準工業地域となっていました。未利用地となった土地があったため「(1)住宅地」で示したとおり、一部区域において住宅地としての用途転換を図りました。

深川市街地北側の都市計画道路3・4・3号一已5丁目線（国道233号）沿道には、郊外型商業業務施設などが立地してきていますが、適正な土地利用の規制を行う必要があることから、その規制手法の検討を行います。

幹線道路沿道の工業地は、後背の住宅地への騒音、自動車交通などの悪影響が出ないように適切な誘導を図ります。

③方針

沿道業務地区

■位置づけ

幹線道路沿道の交通利便性を活かし、主に広域圏における住民や通過交通を対象とした工業・流通系の業務施設が立地する地区とします。

■配置方針

JR深川駅北側から3・4・3号一已5丁目線沿道と、3・4・1号本町通及び3・4・3号一已5丁目線の沿道の市街地最端部に配置します。

■土地利用方針

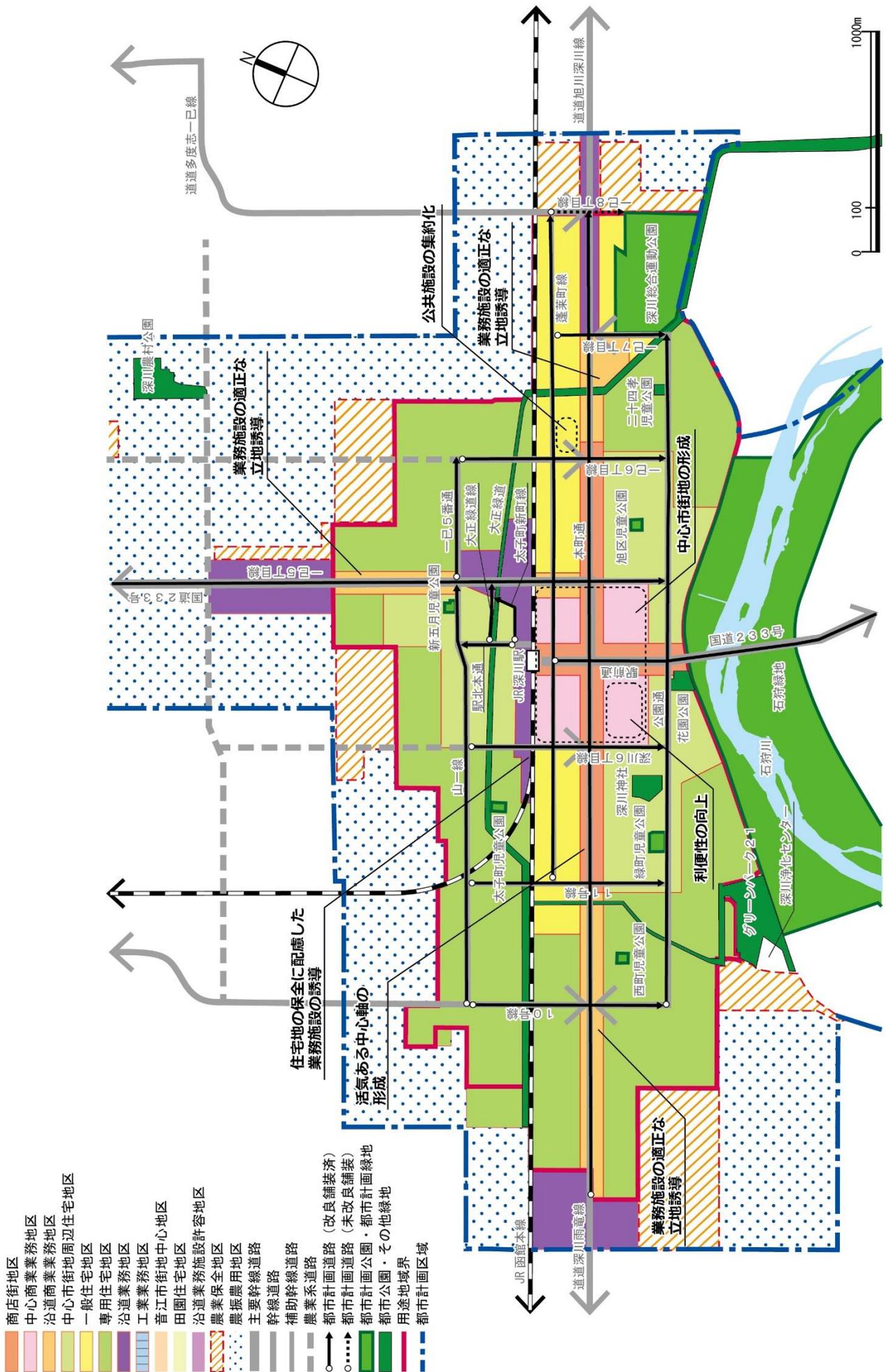
業務施設、工業施設、農業関連施設などのうち、周辺の住宅地に影響の少ない施設の誘導を図ります。

利用者数に見合う駐車場等を確保するとともに、幹線道路からの安全なアクセスに配慮した施設整備を推進します。

住宅地に隣接する地区は、住宅地の住環境の保全に配慮します。

JR深川駅に近接する深川駅西地区では、今後の土地利用の動向を見極め、適切な土地利用となるよう特別用途地区や地区計画等を活用し用途純化を図ります。

図 3-1 地域別構想方針図（深川市街地）



2 その他市街地の土地利用方針

(1) あけぼの市街地

団地内に残る大規模な農地を活かしたまちづくり

①概況

あけぼの市街地は、戸建て住宅と公営住宅からなる、計画的に開発された住宅団地であり、周囲は農地や山地に囲まれ、大國神社・桜山公園・丸山公園にも近接した自然環境に恵まれた地域です。

近隣には、民間により病院が建設され、医療福祉サービス機能の充実が期待されています。

また、団地整備後約50年近く経過しており、公営住宅などの公共施設は、施設の老朽化に合わせて再整備が行われています。

現在、あけぼの市街地には多くの宅地内農地を抱えていますが、今後も深川市の人口は減少傾向で想定されており、これら農地の保全を含め土地利用を適切に定めることが必要です。

②基本的な考え方

豊かな自然環境に囲まれた、コンパクトな市街地形成を図ります。

長期にわたり営農している宅地内農地は、市民農園や生産緑地とするなど、農業とふれあうことのできる市街地内の貴重な緑地として維持保全を検討します。

③方針

a. 一般住宅地区	■位置づけ 主に公共施設、共同住宅、戸建住宅、住環境に支障のない業務施設からなる、利便性の高い住宅地とします。 ■配置方針 あけぼの市街地の中心部に配置します。 ■土地利用方針 住環境に影響の少ない公共施設や業務施設の立地を誘導します。 公共施設の整備にあたっては、住宅地の環境保全に配慮します。
----------------------------	---

b.
専用住宅地区

■位置づけ

主に低層の戸建住宅からなる、周囲の農村環境と調和した、ゆとりと落ち着きのある専用の住宅地とします。

■配置方針

あけぼの市街地の周辺部に配置します。

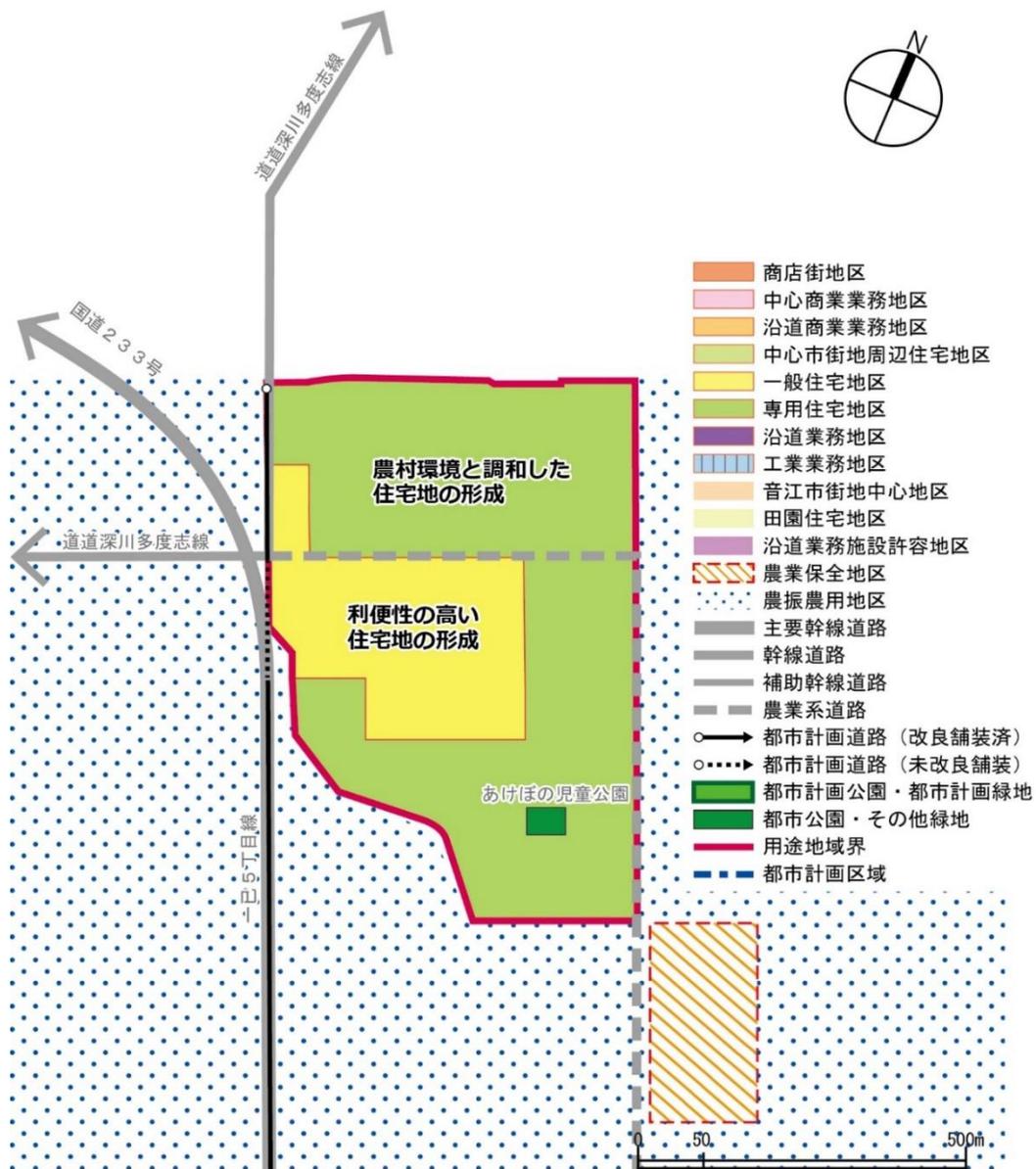
■土地利用方針

長期にわたり営農を続けている地区については、市街地内の貴重な生産緑地として位置づけ、その維持保全を検討します。

また、市民農園などの利用についても検討します。

現況が優良な農地で利用されている土地については、関連計画との調整など、様々な観点から関係法令・条例や関係機関等との調整を図ったうえで、必要に応じて用途地域の縮小を検討します。

図 3-2 地域別構想方針図（あけぼの市街地）



(2) 広里市街地

「農業のまち」ならでの工業地の形成

①概況

広里市街地は、深川市街地南側の石狩川対岸に形成された、周囲を水田に囲まれた工業地を主体とする市街地です。

広里工業団地は、道央自動車道深川インターチェンジに近接した利便性の高い工業専用の団地で、企業からの需要に応じて土地を造成する「オーダーメイド方式」を採用しています。

都市計画道路3・4・2号駅前通（国道233号）から西側は、戸建て住宅を主体とした住宅地が形成されています。

②基本的な考え方

3・4・2号駅前通沿道は、工業地に隣接した地域であり、沿道型利便施設などが立地しているため、今後は適切な土地利用規制手法の検討を行います。

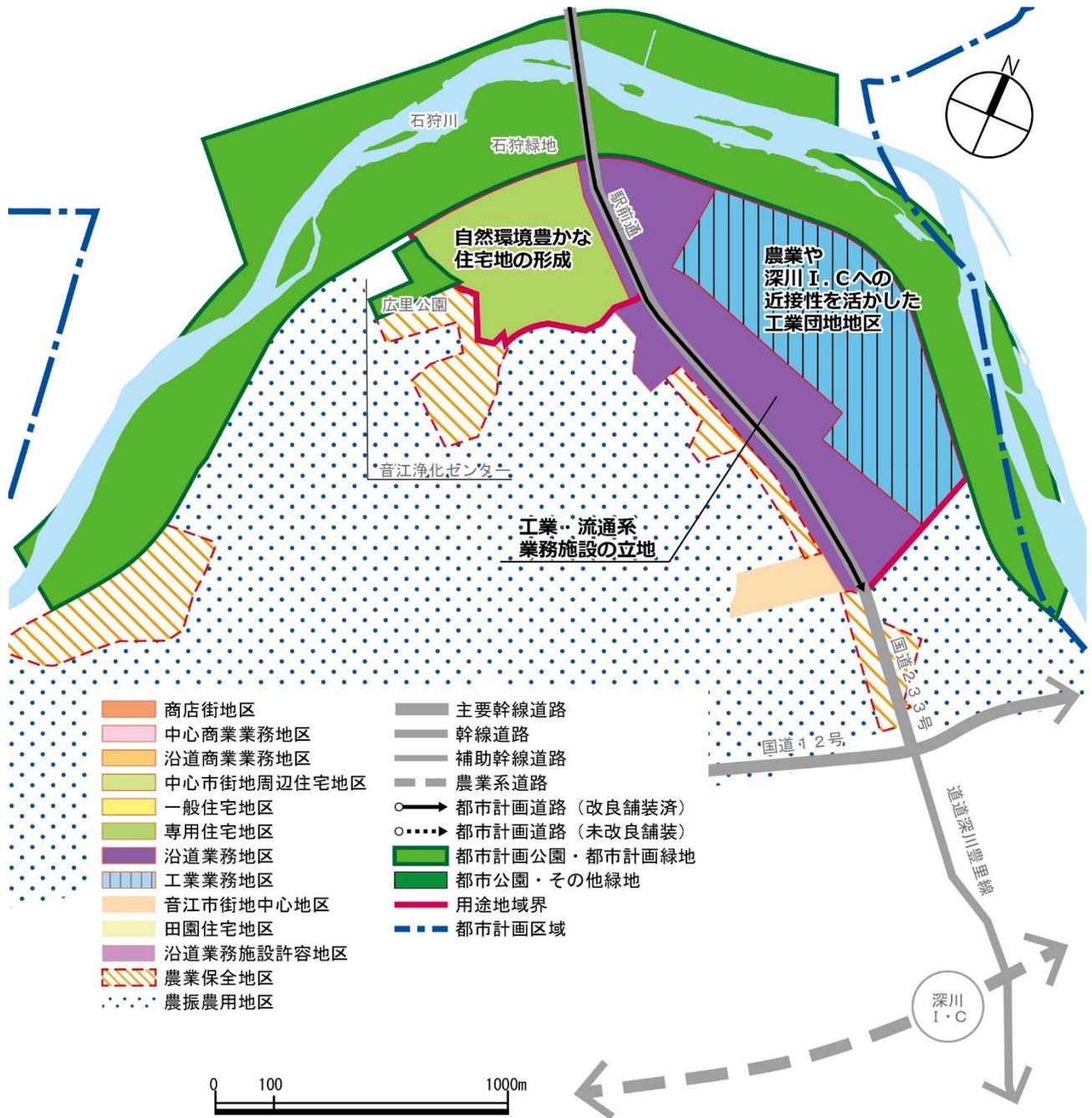
西側に位置する住宅地区は、都市計画公園も整備されており、周囲を石狩川と水田に囲まれた自然環境豊かな住宅地区として、工業団地とは分離して配置し、良好な住環境の形成を図ります。

③方針

<p>a. 工業業務地区 (第2種特別工業地区)</p>	<p>■位置づけ 深川市の基幹産業である農業や、道央自動車道深川インターチェンジへの近接性を活かした、工場施設が立地する拠点地区とします。</p> <p>■配置方針 広里地区の工業団地地区とします。</p> <p>■土地利用方針 関係法令・条例等に基づき、企業誘致の推進に合わせた計画的な造成を進めます。</p> <p>また、既存工場等の環境をまもりながら社会情勢の変化に対応した誘導規制について検討します。</p> <p>現況が優良な農地で利用されている土地については、関連計画との調整や企業誘致の動向など、様々な観点から関係法令・条例や関係機関等との調整を図ったうえで、必要に応じて用途地域の縮小を検討します。</p>
--	---

<p>b. 沿道業務地区 (第1種特別工業地区)</p>	<p>■位置づけ 幹線道路沿道の交通利便性及び工業団地隣接という利便性を活かした、工業・流通系の業務施設が立地する地区とします。</p> <p>■配置方針 広里市街地の3・4・2号駅前通沿道地区とします。</p> <p>■土地利用方針 西側後背の住宅地や周辺農業地に影響の少ない施設の誘導を図るとともに、社会情勢の変化に対応した誘導規制について検討します。 現況が優良な農地で利用されている土地については、関連計画との調整や企業誘致の動向など、様々な観点から関係法令・条例や関係機関等との調整を図ったうえで、必要に応じて用途地域の縮小を検討します。 用途地域の指定のない沿道業務地区は、無秩序な開発を防止するため、必要に応じて特定用途制限地域等の指定を検討します。</p>
<p>c. 専用住宅地区</p>	<p>■位置づけ 主に戸建住宅からなる、自然環境豊かな住宅地とします。</p> <p>■配置方針 広里市街地の西側に配置します。</p> <p>■土地利用方針 既成の住宅地は、都市計画公園である広里公園・石狩緑地と近接しており、自然環境豊かな住宅地として、今後とも良好な環境の保全を図ります。 業務施設の敷地周囲には緩衝緑地を配置するなど、居住環境と調和のとれた住宅地を目指します。</p>

図 3-3 地域別構想方針図（広里市街地）



(3) 音江市街地

農業と調和した田園市街地の形成

①概況

音江市街地は、音江山麓に広がる農用地、集落市街地を含む地域です。

道央自動車道深川インターチェンジが隣接しており、自動車での交通利便性を活かしたキャンプ場などのレクリエーション施設が整備されています。

また「アグリ工房まあぶ（都市農村交流センター）」や、「道の駅ライスランドふかがわ」のほか「アップルランド山の駅おとえ」の建設などにより、都市と農村の交流機能の充実・強化が図られている地域です。

②基本的な考え方

音江市街地は、農業と調和した集落市街地として、現在の市街地規模をまもり、周囲の営農に影響がでないよう、特定用途制限地域の指定等の適切な土地利用を検討します。

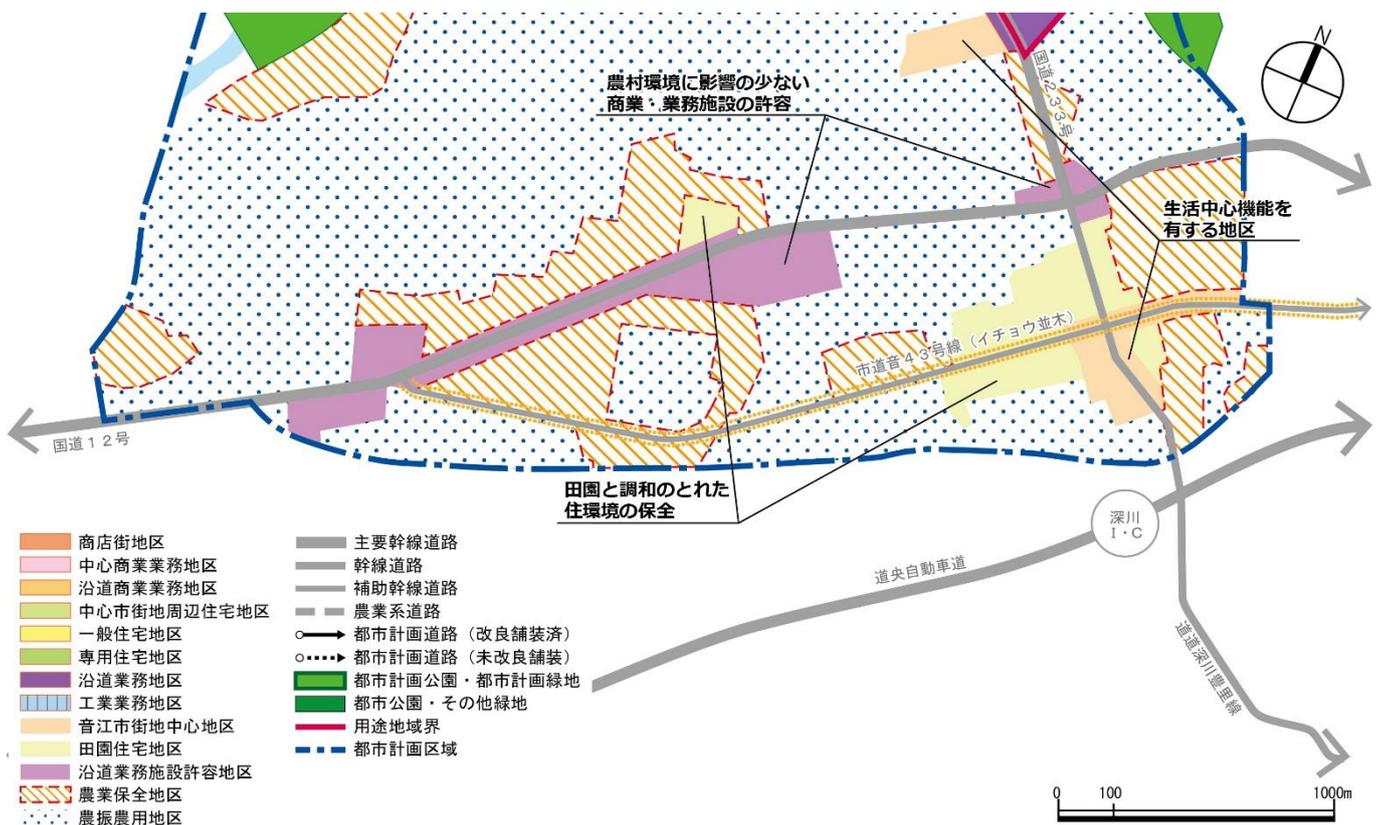
南に位置する音江山麓一帯を「自然レクリエーションゾーン」として位置づけ、都市と農村のコミュニティの維持・発展を図るとともに、農村環境と調和した田園市街地として位置づけていきます。

③方針

a. 音江市街地 中心地区	■位置づけ 農村集落地域である音江地域の生活中心機能を有する地区とします。 ■配置方針 道道深川豊里線及び市道音43号線の交差点付近及び音江小学校近辺の地区とします。 ■土地利用方針 音江地域の生活中心機能として小売商店・公共公益施設などの集積を図ります。 隣接する道央自動車道深川インターチェンジを活かし、都市と農村の交流機能を高めるため、市道音43号線沿道のイチョウ並木など田園市街地としての景観に配慮します。
------------------------------------	--

<p>b. 田園住宅地区</p>	<p>■位置づけ 音江地域の静穏でゆとりある環境を活かした田園型の住宅地とします。</p> <p>■配置方針 音江地域中心地区の周辺と、国道12号沿道で既に関済された住宅地とします。</p> <p>■土地利用方針 音江山麓という自然豊かな住宅地区として、周囲の田園と調和のとれたゆとりと潤いのある住環境の保全を図ります。</p>
<p>c. 沿道業務施設許容地区</p>	<p>■位置づけ 国道12号を利用する人に対し、購買、宿泊などのサービスを提供する施設の立地を許容する地区とします。</p> <p>■配置方針 国道12号沿道の農振白地地区とします。</p> <p>■土地利用方針 主要幹線道路沿道地区であり、商業・業務施設などの施設の立地を許容しますが、農村環境に影響の少ないゆとりある土地利用を図ります。</p> <p>利用者数に見合う駐車場を確保するとともに、幹線道路からの安全なアクセスに配慮した施設整備を図ります。</p>

図 3-4 地域別構想方針図（音江市街地）



3 周辺農業地域の土地利用方針

(1) 周辺農業地域

農振白地地区における適切な土地利用の誘導

①概況

深川市街地の縁辺部にあたる地域の幹線道路（都市計画道路3・4・1号本町通、3・4・2号駅前通、3・4・3号一已5丁目線など）沿道には、サービス系工業施設や郊外型商業業務施設などの立地が多くみられます。

農業振興地域内の白地地域（農振白地地域）においては、建物の用途規制の観点から、これら施設の立地がしやすい環境にあります。

将来にわたり効率的、効果的にコンパクトなまちづくりを行い、恵まれた自然環境を活かした「田園都市」を実現するためには、これら市街地縁辺部の土地利用方針を明確に定め、指導・誘導体制を強化する方法について検討を進める必要があります。

②基本的な考え方

市街地縁辺部の農振白地地区は、市街化をできる限り抑制することを基本とします。

③方針

農業保全地区	■位置づけ 現況は農振白地地区であり、将来にわたり市街化を抑制する地区とします。 ■配置方針 幹線道路に接することのない、農振白地地区とします。 ■土地利用方針 農村環境の保全を図り、将来ともに市街化を抑制します。
---------------	---

4章 計画の実現に向けて

1 地域まちづくりプロジェクト

「地域まちづくりプロジェクト」とは、3つの将来都市像の形成に向けて横断的に取り組み、地域の特色あるまちづくりを進めるために設定するものです。

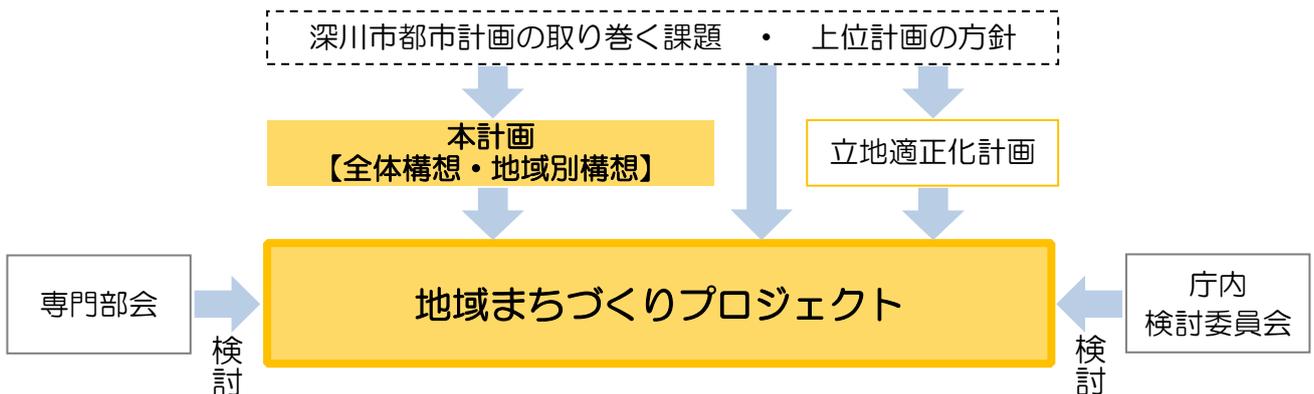
「深川市都市計画マスタープラン」は概ね20年先を見据えた長期的な計画、都市計画の大きな方針ですが、市民がよりまちづくりを身近に感じることができる具体的なまちづくりプロジェクトとして、次の3プロジェクトを設定しました。

図 4-1 「地域まちづくりプロジェクト」一覧

1. 中心市街地再生プロジェクト	1-1. 賑わいのある買い物空間づくりプロジェクト	
	1-2. 「まちなか」住まいづくりプロジェクト	
	1-3. 「まちなか」交流空間づくりプロジェクト	
2. 人と環境にやさしいみちづくり・緑づくりプロジェクト	2-1. 「緑のネットワーク」づくりプロジェクト	
	2-2. 人にやさしい「道づくり」プロジェクト	
3. 農村環境と調和したまちづくりプロジェクト	3-1. 市街地環境整備プロジェクト	(1) 深川市街地
		(2) あけぼの市街地
		(3) 広里市街地
		(4) 音江市街地
	3-2. 市街地間交通ネットワークづくりプロジェクト	

なお、「地域まちづくりプロジェクト」の設定方法は、以下に示すとおりです。
市民に、より身近な計画であることから、実現にむけては市民の一層の協力が必要です。

図 4-2 「地域まちづくりプロジェクト」の設定方法



プロジェクト1. 中心市街地再生プロジェクト

■賑わいのある「まちなか」の創出

①概況

JR深川駅を中心に、直線距離で概ね1km程度のこの地区は、古くから深川市の商業業務の中心地です。

3・4・1号本町通、3・4・2号駅前通、3・4・9号蓬莱町線など、都市計画道路整備に合わせたバリアフリー歩道や無電柱化等の再整備が行われ、魅力あるまちなみができつつある一方で、近年では空き地・空き店舗などが増え続けており、持続可能な中心市街地形成に向けた環境整備が必要です。

②整備テーマ

深川市民や周辺都市から人々が集まる、賑わいのある「まちなか」を創り「交流・賑わい拠点」とします。

また、市役所周辺を「行政サービス拠点」、生きがい文化センター周辺を「文化拠点」とし、商店が立ち並ぶ本町通で結び、交流空間を創出します。

まちなかでの居住の推進によって夜間人口を確保し、夜でも賑わいのあるまちづくりを行います。

③地域まちづくりプロジェクト

1-1. 賑わいのある 買い物空間 づくり プロジェクト

■方針

中心市街地及び本町通り沿道には、商業施設や病院、行政施設などの都市機能施設を誘導するとともに、一般住宅の調和を図りながら、人口密度を維持し、気軽に訪れることができる、いつも賑わいがある買い物空間づくりを行います。

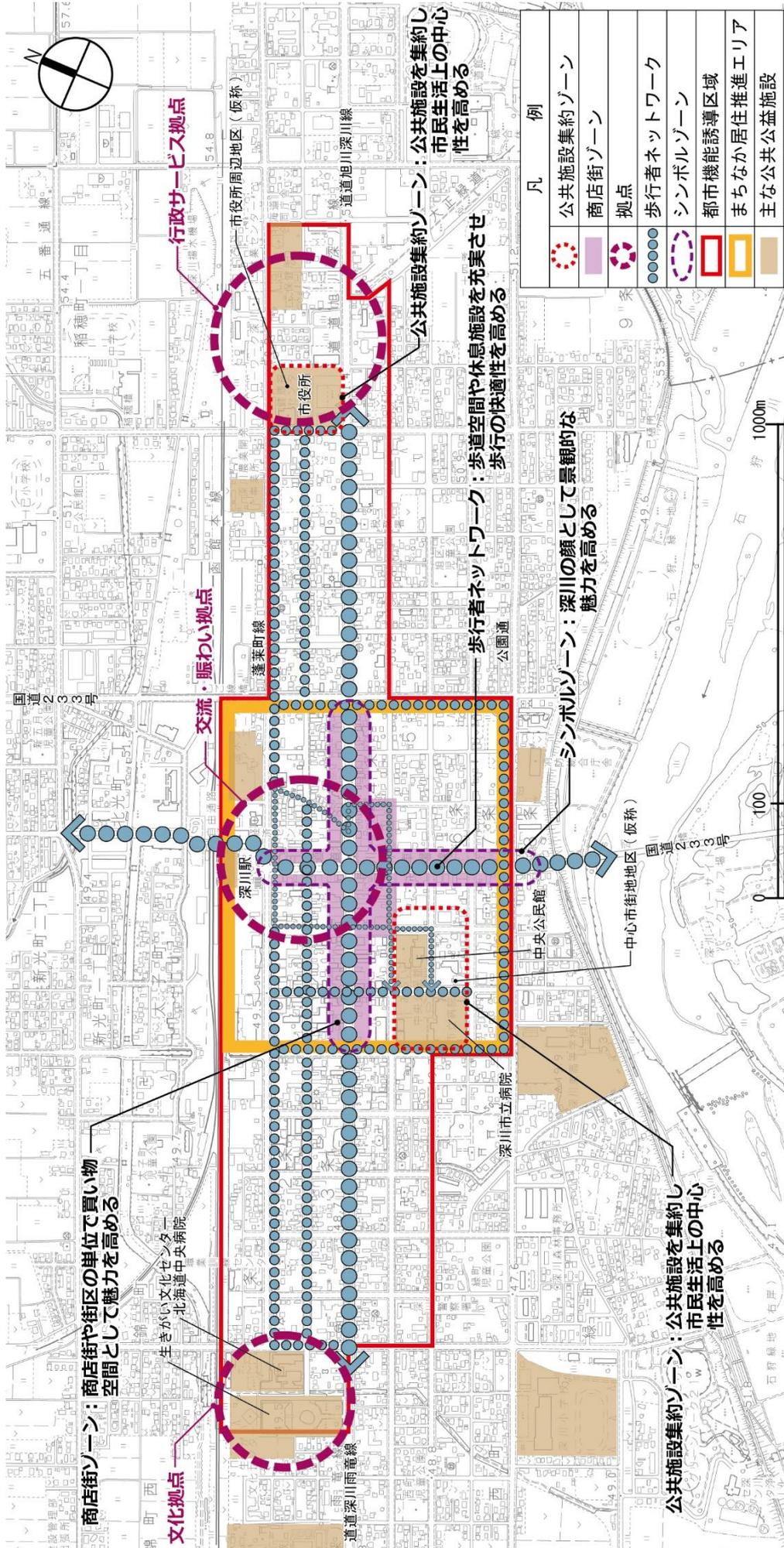
無電柱化や歩道のバリアフリー化、ブロック舗装など、安全と景観に配慮した深川の顔となる駅前周辺の環境整備を推進します。

■具体展開方策

- ・「深川市立地適正化計画」に基づく「都市機能誘導区域」の設定
- ・公共施設の集約化や利便性の向上を目的とした用途地域変更の検討（市庁舎周辺地区）
- ・まちなかへの公共施設の立地誘導や集約による拠点創出を目的とした用途地域変更の検討（駅前周辺や中央公民館周辺地区）
- ・深川の顔として、商店街沿道の景観的魅力的向上（シンボルゾーン）
- ・無電柱化やバリアフリー歩道の整備など、駅前周辺の賑わいづくり
- ・「深川市立地適正化計画」と連携した低未利用地の利用・活用促進
- ・古くからの街区形状、道路を活かした、界隈性のある空間づくり

<p>1-2. 「まちなか」 住まいづくり プロジェクト</p>	<p>■方 針 深川駅、毎日利用するお店、公共施設が近いなど「まちなか」ならではのメリットを十分活かし、商業地や商業地に隣接する宅地を含め、有効利用を図ります。</p> <p>■具体展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか居住の各種施策の推進と道路などの環境整備 ・共同住宅の建設促進・歩行空間の整備
<p>1-3. 「まちなか」 交流空間づくり プロジェクト</p>	<p>■方 針 毎日の生活で立ち話をしたり、ゆっくり休んだりできる小さな「たまりの場」を3つの拠点や沿道につくります。</p> <p>■具体展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎の建て替えに合わせた、多目的スペース等市民交流機能の整備 ・公共施設の集約に合わせた市民交流機能の整備 ・建物の建替にあわせたオープンスペースの整備促進 ・歩行空間の整備

図 4-3 中心市街地再生プロジェクト



プロジェクト2. 人と環境にやさしいみちづくり・緑づくりプロジェクト

■潤いのある空間の創出

①概況

深川市の道路網は、格子状を基本とした規則正しい配置がされていることが特色です。

中心市街地などの一部では、街路樹が大きく育ち、緑豊かな市街地を形成しています。

一方古くからの市街地の一部では、道路用地が十分に確保されておらず、歩道が整備されていない道路も一部にみられる他、市街地や住宅地においては狭あいであるがゆえに市道認定も出来ず、砂利道のままの道路があります。

中心市街地に位置する市立病院は、北空知圏の中核病院として十分な周辺道路網の整備はもちろん、JRやバスなど公共交通機関を利用する人達が、安全に来院することができるよう、まちづくりとしての配慮が必要です。

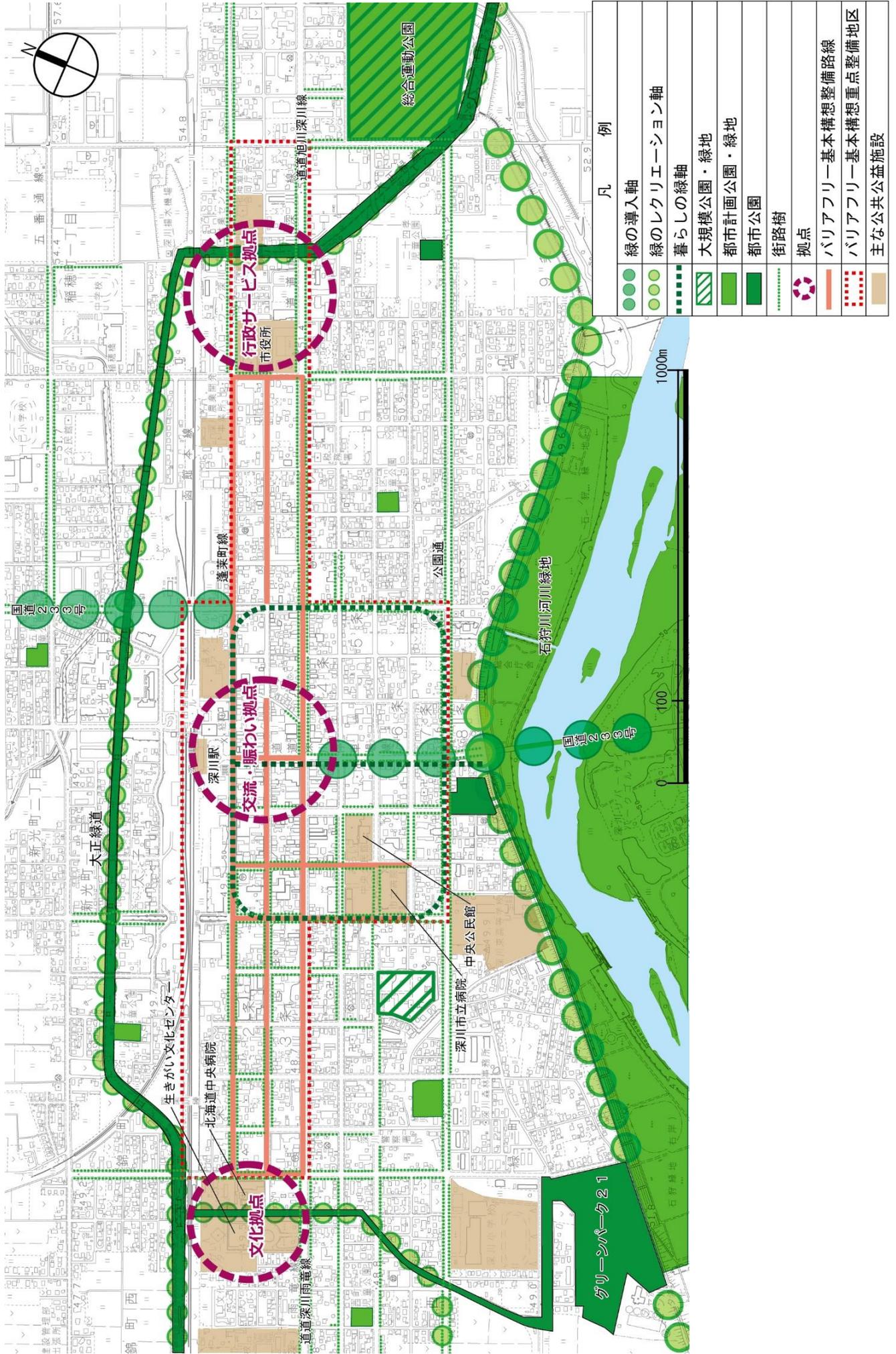
②整備テーマ

高齢者・障がいのある人などを含め、全ての人に安心して歩いて楽しいみちづくり、緑づくりを行います。

③地域まちづくりプロジェクト

<p>2-1. 「緑のネットワーク」づくりプロジェクト</p>	<p>■方針 公園や公共施設を、街路樹などの緑が続く散策路で結び、ウォーキングなどを楽しめる緑地空間づくりを行います。</p> <p>■具体展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内を結ぶ、緑の環状線の環境維持（大正緑道、石狩川河川敷地など） ・市民参加による深川市街地内の道路街路樹、公園、学校などの公共空間による緑化ネットワークの整備
<p>2-2. 人にやさしい「道づくり」プロジェクト</p>	<p>■方針 市街地や住宅地においては狭あいな私道など、砂利道のままの道路について、市道認定や舗装化による環境の整備に努めます。</p> <p>また、無電柱化により安全で景観にすぐれ、人やくるまに安全な道路空間をつくれます。</p> <p>■具体展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路の拡幅促進や道路整備 ・市街地内の各拠点（文教、行政、医療サービス、商店街など）を連絡する区間の無電柱化やバリアフリー歩道の整備 ・主要な交差点などにおけるポケットパークなど、潤いのある緑地空間の整備

図 4-4 人と環境にやさしいみちづくり・緑づくりプロジェクト



プロジェクト3. 農村環境と調和したまちづくりプロジェクト

■ 田園風景を活かした魅力あるまちづくり

① 概況

深川市の基幹産業は農業です。

将来の深川市のまちづくりを考えるにあたっては、市街地整備の充実強化に合わせ、将来にわたり深川の農村環境をいかにまもり、育てるかが重要です。

深川市街地においては、北光町・稲穂町・旭区などの一部外縁で農地の宅地化がみられるなど、住宅地の染み出しが予想されるため、より市街地中心側への誘導が必要です。

また、市街地内及び市街地周囲の農地は、むやみな宅地化等の開発を抑制し、農村環境と調和したまちづくりや、深川市街地・あけぼの市街地・広里市街地・音江市街地の各市街地を結ぶ交通環境の整備と、持続可能な市街地形成を図ることも必要です。

一方、音江地区においては、「道の駅ライスランドふかがわ」を軸として「アグリ工房まあぶ」「アップルランド山の駅おとえ」などの観光スポットと調和した地域として、近年では、食や住まい、景観などの魅力を発信し、深川への移住促進などにおいて、自然志向の高い人達などを主体に注目を集めており、今後ともに需要の高まりが見込まれます。

② 整備テーマ

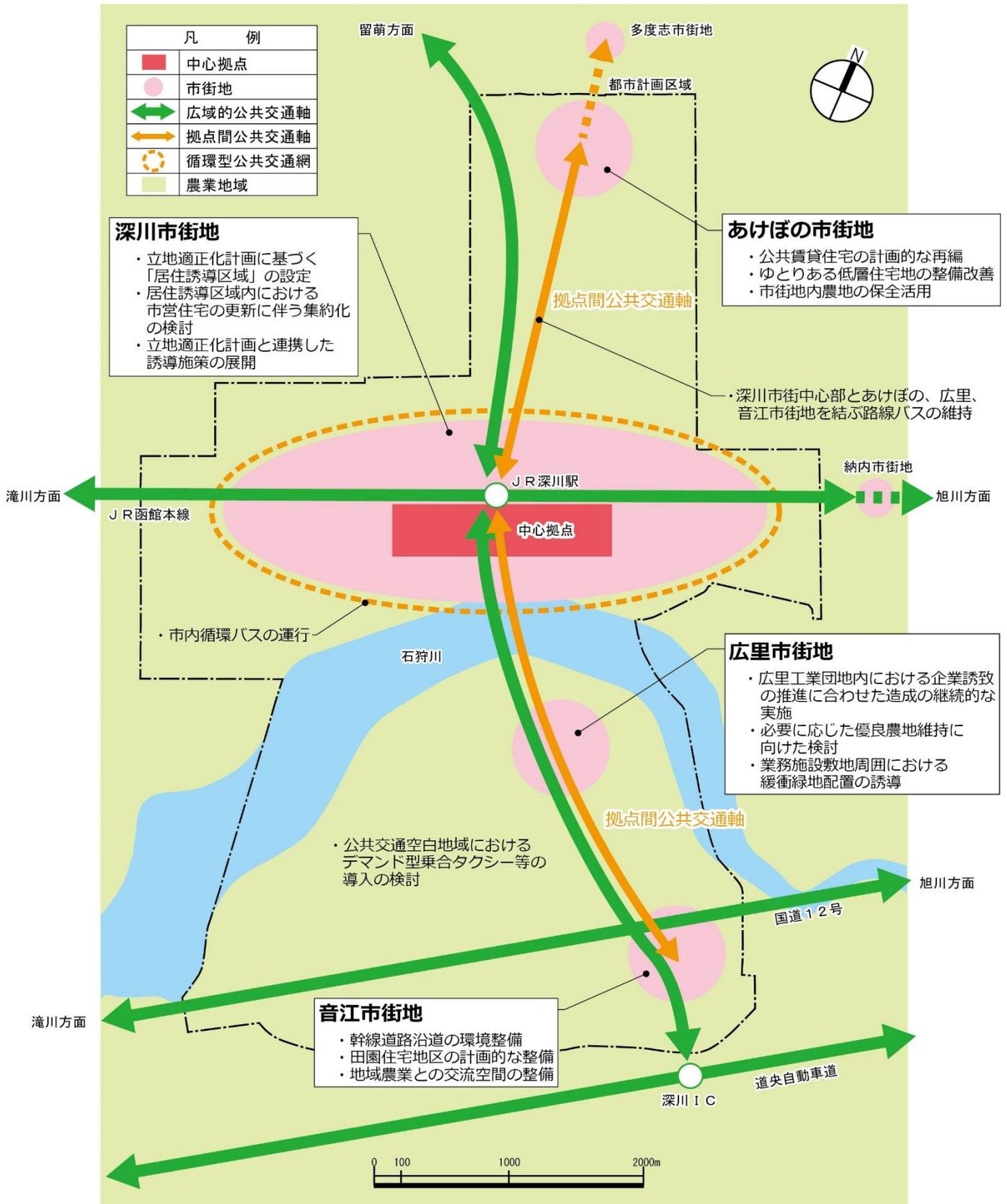
市街地及び市街地周囲の田園風景と調和した都市環境となるよう、土地利用の誘導規制等を図りながら、市街地間の交通ネットワークの確保に向けた環境整備を図ります。

③ 地域まちづくりプロジェクト

3-1. 市街地 環境整備 プロジェクト	(1) 深川市街地	■方針 市街地内及び市街地周囲の農地は、むやみな宅地化等の開発抑制を図り、既存市街地の人口密度の維持による、良好な住環境の形成を図ります。 ■具体展開方策 <ul style="list-style-type: none">・「深川市立地適正化計画」に基づく「居住誘導区域」の設定・居住誘導区域内における市営住宅の更新に伴う集約化の検討・「深川市立地適正化計画」と連携した誘導施策の展開
	(2) あけぼの 市街地	■方針 周囲の優れた農村環境、病院などの福祉サービス施設を活かした環境整備を進めます。 ■具体展開方策 <ul style="list-style-type: none">・公共賃貸住宅の計画的な再編・ゆとりある低層住宅地の整備改善・市街地内農地の保全活用

3-1. 市街地 環境整備 プロジェクト (つづき)	(3) 広里市街地	■方針 水田に囲まれた田園風景と、交通利便性を活かした工業・沿道業務地区が調和した環境整備を進めます。 ■具体展開方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広里工業団地内における企業誘致の推進に合わせた造成の継続的な実施 ・ 必要に応じた優良農地維持に向けた検討 ・ 業務施設敷地周囲における緩衝緑地配置の誘導
	(4) 音江市街地	■方針 「道の駅ライスランド深川」を軸として、音江山麓に広がる優れた景観を活かした、環境整備と魅力を発信します。 ■具体展開方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路沿道の環境整備（特定用途制限地域の検討、屋外広告物の整序） ・ 田園住宅地区の計画的な整備（特定用途制限地域の検討） ・ 地域農業と交流空間の継続（アグリ工房まあぶ・道の駅など）
3-2. 市街地間 交通ネットワークづくり プロジェクト		■方針 市内路線バスを主体とした各市街地間を結ぶ拠点間公共交通軸と深川市街地内の循環型交通網を形成します。 ■具体展開方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「深川市地域公共交通網形成計画」や関係課と連携した市街地間の交通ネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内循環バスの運行 ・ 深川市街地中心部とあけぼの、広里、音江市街地を結ぶ路線バスの維持 ・ 公共交通空白地域におけるデマンド型乗合タクシー等の導入検討

図 4-5 農村環境と調和したまちづくりプロジェクト



2 計画の推進に向けて

(1) 基本的な考え方

市民、事業者、行政がともに協力しあい、まちづくりを進めます。

①市民主体のまちづくりを支援する体制づくりを進めます

■今後推進・検討する事項

- ・各種計画、事業の段階に応じた、適切な住民参加
(地域まちづくりプロジェクトなど)
- ・広報活動などを通じた計画、事業内容に対する適切な情報公開手法の確立
- ・都市計画の規制、緩和に関する住民参加(都市計画の提案制度の活用)
- ・地域住民の発意に基づく地区計画など、地域住民自らが起案する計画づくりに対する支援体制の確立
- ・市民まちづくり団体などに対する支援体制の確立

②企業や開発事業者などによるまちづくりを適切に誘導します

■今後推進・検討する事項

- ・用途地域内の土地利用状況及び開発行為などの動向の把握
- ・開発行為における手続き、行政との協議などの体制の明確化
(宅地開発行為に関する指導要綱など)

③公共によるまちづくりの推進

■今後推進・検討する事項

- ・住民参加、住民説明の方法の検討
- ・各種関連計画の策定・見直し(深川市都市再生整備計画、深川市緑の基本計画など)
- ・各種都市計画事業の実施
(面的整備事業、道路・公園・下水道などの基盤施設の整備など)
- ・必要な都市計画の決定や見直し
- ・広い地域を対象とする土地利用、建物利用の規制誘導
(用途地域・特別用途地区・風致地区・美観地区・地域制緑地など)
- ・狭い地域、地区を対象とする土地利用、建物利用の規制誘導
(地区計画・建築協定・景観条例・まちづくり協定など)

(2) 都市計画マスタープラン 見直しの方針

都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標においた長期的な計画であることから、計画の進行管理を適切に行うことが必要です。

近年の経済社会の動向に合わせた適切な計画の推進を行うためには、本計画の主旨に基づき各種事業を行うとともに、大きな経済社会状況の変化が起きた時には、適切に対処できる柔軟性も兼ね備える必要があります。

そこで、「深川市都市計画マスタープラン」の見直しは、下記に示すように行います。

表 4-1 都市計画マスタープラン 見直しの考え方

定期的な 見直し	<ul style="list-style-type: none">○ 定期的な見直しは中間見直しを含め「深川市総合計画」、北海道の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しに合わせて行います。○ 見直しにあたっては、現行の策定体制と同様、市民主体組織、行政主体組織をつくり、情報公開を適切に行いつつ、計画の見直しを行います。○ 「深川市総合計画」の実施計画に合わせて計画の進捗を評価したうえで、適宜事業の見直しを行います。
大規模 プロジェクト への対応	<ul style="list-style-type: none">○ 広域を結ぶ道路計画など、大きな土地利用の変更、基盤施設の整備を伴う計画が必要となった場合には、市長の判断により「深川市都市計画マスタープラン」を適宜見直すことができるものとします。○ 深川市が目指す将来市街地規模や、都市形成の基本的な考え方などについては、その考えを維持することを基本とします。

1 深川市の概要

(1) 位置・面積・土地

深川市は北海道のほぼ中央にあって、東経141度58分から142度14分36秒、北緯43度37分40秒から44度02分47秒

図 深川市の位置

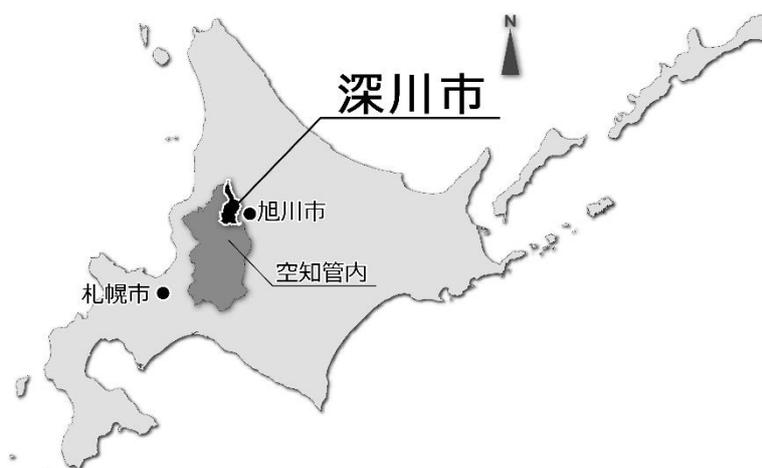


表 土地利用

地目	面積 h a	(構成比%)
田	9,096	(17.2)
畑	2,891	(5.5)
宅地	899	(1.7)
山林	29,166	(55.1)
原野	2,456	(4.6)
池沼	97	(0.2)
牧場	-	(-)
雑種地	705	(1.3)
その他	7,632	(14.4)
合計	52,942	(100)

資料：固定資産概要調書（平成31年1月1日現在）

(2) 人口・世帯等

図 人口・世帯

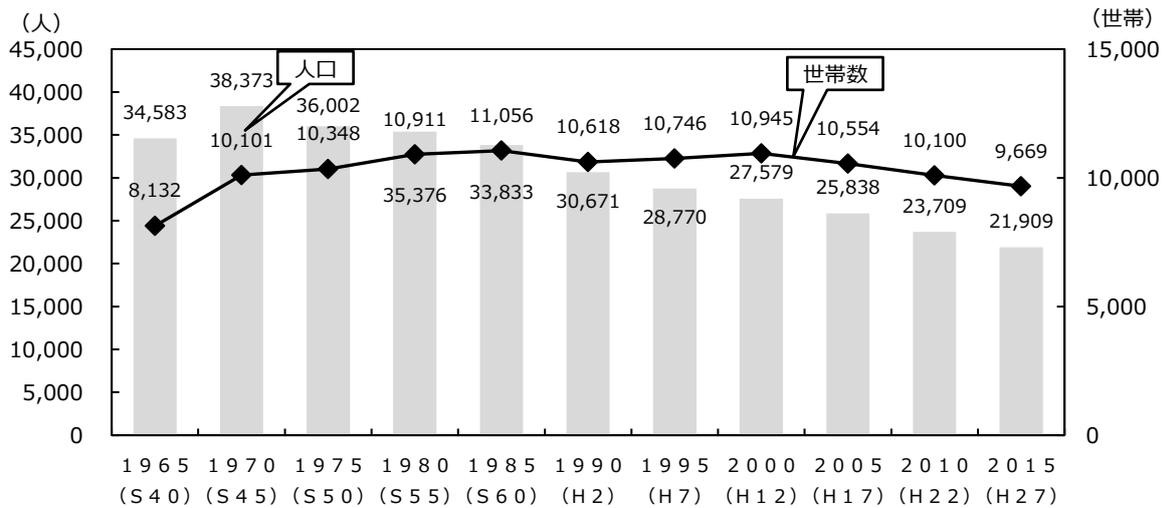


表 人口・世帯

年次	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
		総数	男	女
昭和40年	8,132	34,583	16,784	17,799
昭和45年	10,101	38,373	18,726	19,647
昭和50年	10,348	36,002	17,298	18,704
昭和55年	10,911	35,376	16,917	18,459
昭和60年	11,056	33,833	16,210	17,623
平成2年	10,618	30,671	14,330	16,341
平成7年	10,746	28,770	13,376	15,394
平成12年	10,945	27,579	12,906	14,673
平成17年	10,554	25,838	12,044	13,794
平成22年	10,100	23,709	10,987	12,722
平成27年	9,669	21,909	10,118	11,791

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

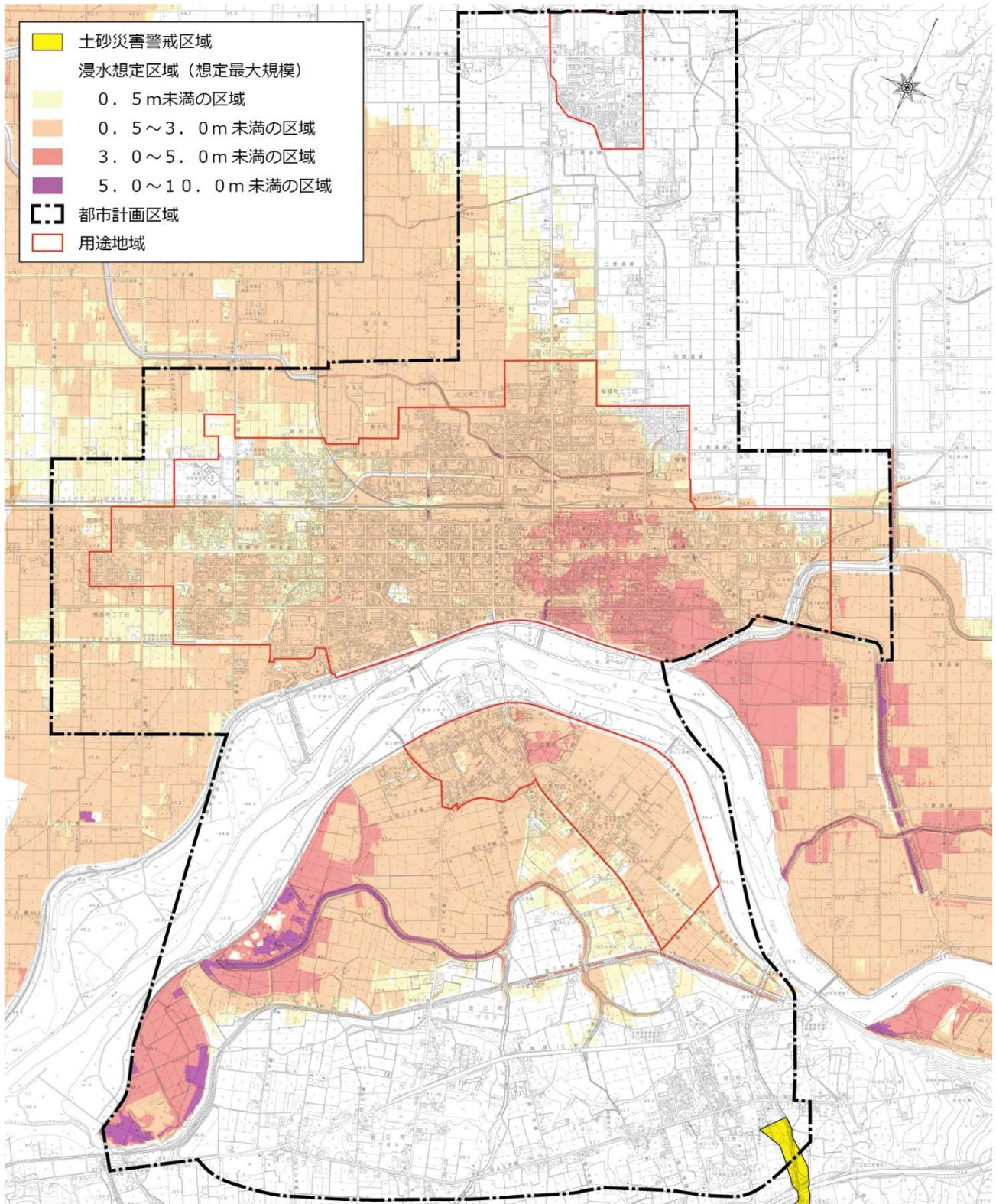
表 人口集中地区（D I D）人口及び面積

年次	総人口		人口集中地区（D I D）		
	人口	面積 (km ²)	人口	総人口との割合	面積 (km ²)
昭和55年	35,376	534.80	14,727	41.6%	2.9
昭和60年	33,833	534.80	13,441	39.7%	2.8
平成2年	30,671	529.34	12,693	41.4%	3.1
平成7年	28,770	529.34	13,190	45.8%	3.5
平成12年	27,579	529.12	12,720	46.1%	3.5
平成17年	25,838	529.23	11,811	45.7%	3.5
平成22年	23,709	529.23	11,217	47.3%	3.6
平成27年	21,909	529.42	10,508	48.0%	3.5

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

(3) 災害

図 災害の想定される区域



2 深川市の都市計画

(1) 都市計画決定（地域地区等）

表 都市計画区域

決定年月日	告示番号	面積 (h a)	区域内人口 (千人)
指 定 昭和25.9.15 最終決定 昭和43.7.24	建設省告示第2017号	約2,249 (約2,353*)	16.3

※都市計画基礎調査の測量制度の高度化による現在の区域面積

資料：深川市調べ

表 地域地区

地域地区	面積 (h a)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	決定年月日	
第1種低層住居専用地域	130.2	126.0	40	指 定 昭和40.11.15 変 更 昭和43.9.4 変 更 昭和47.1.1 変 更 昭和53.7.10 変 更 昭和60.7.10 変 更 平成3.3.28 変 更 平成7.9.21 最終決定 平成23.2.28 深川市告示第42号	
第2種低層住居専用地域		4.2	50		80
第1種中高層住居専用地域	137.0	60	150		
第2種中高層住居専用地域	86.0	60	200		
第1種住居地域	105.0	60	200		
第2種住居地域	52.0	60	200		
準住居地域	10.0	60	200		
近隣商業地域	17.2	3.2	80		200
商業地域		14.0	80		300
商業地域	18.0	80	400		
準工業地域	44.0	60	200		
工業地域	75.0	60	200		
合計	681.4				
準防火地域	35.1			最終決定 昭和60.7.10 深川市告示第73号	
特別工業地区(第1種)	24.0			最終決定 昭和60.7.10	
特別工業地区(第2種)	51.0			深川市告示第74号	

資料：深川市調べ

(2) 都市計画決定 (都市施設)

表 都市計画道路

(単位：m)

名称	延長	幅員	備考
	当初決定 昭和38. 6. 26 最終変更 平成18. 11. 22 深川市告示第117号		
総数			16路線
(幹線街路)	(24,250)		(14路線)
本町通	4,490	22	敬神3号線から一已8丁目線
駅前通	2,930	18	深川駅～音5号線
一已5丁目線	3,630	18	あけぼの36号線～公園通
公園通	3,020	18	10号線～一已7丁目線
10号線	880	18	山1線～公園通
11号線	880	18	山1線～公園通
深川6丁目線	880	18	山1線～公園通
一已6丁目線	930	18	一已5丁目通～公園通
蓬萊町線	3,030	16	11号線～一已6丁目線
一已5番通	550	18	一已5番通～一已6丁目線
山一線	1,910	16	10号線～一已5丁目線
一已7丁目線	530	16	蓬萊町線～公園通
一已8丁目線	340	18	蓬萊町線～総合運動公園
駅北本通	250	21	太子町新町線～山1線
(区画街路)	(540)		(2路線)
太子町新町線	270	13	駅北本通～大正緑道線
大正緑道線	270	11	駅北本通～一已5丁目線

資料：深川市調べ

表 都市計画土地区画整理事業

名称	土地の区域	区域面積 (ha)	決定年月日
深川駅北土地区画整理事業	深川市北光町1丁目及び新光町1丁目の一部	約8.3	決定 平成16. 5. 11 深川市告示第54号

資料：深川市調べ

表 都市公園

(単位：ha)

名称	都市計画 決定面積	開設面積	供用開始年月日
(街区公園)	(1.70)	(2.04)	
西町児童公園	0.29	0.23	供用開始 昭和48. 8. 11
あけぼの児童公園	—	0.23	供用開始 昭和48. 11. 30
太子町児童公園	0.27	0.26	供用開始 昭和51. 10. 9
緑町児童公園	0.52	0.52	供用開始 平成19. 3. 31
新五月児童公園	0.27	0.27	供用開始 昭和53. 7. 23
旭区児童公園	0.35	0.26	供用開始 昭和55. 8. 1
二十四孝児童公園	—	0.27	供用開始 平成10. 4. 1
(近隣公園)			
広里公園	3.30	3.30	供用開始 平成12. 6. 1
(運動公園)			
深川総合運動公園	16.00	16.00	供用開始 昭和62. 10. 1 最終 平成8. 4. 1
(緑地)		(27.70)	
石狩緑地 (右岸)	} 193.1	20.60	供用開始 昭和50. 11. 22 最終 平成16. 4. 30
石狩緑地 (左岸)		7.10	供用開始 平成6. 4. 1 最終 平成18. 5. 1
(その他)		(29.90)	
グリーンパーク21	—	5.60	供用開始 平成10. 6. 1
大正緑道	—	24.30	供用開始 平成6. 4. 1 最終 平成16. 4. 30

資料：深川市調べ

表 自然公園等

名称	所在及び面積	施設等
鷹泊自然公園	鷹泊2409番地 他 22,098㎡	水洗トイレ、水飲み場、 ゲートボール場等
丸山公園	一已町字一已2578-78 他 93,817.29㎡	水洗トイレ、水飲み場、遊歩道、 ますお沼、平成庵等
国見公園	音江町字国見122-2 他 4,910㎡	水洗トイレ、あずま屋、ベンチ等
桜山公園	一已町字一已1863番地 他 124,631㎡	さわやかトイレ、パークゴルフ場、 パワーアップロード、イベント広場
オサナクッパ公園	納内町字納内4360-6 他 5,633㎡	あずま屋、水路、駐車場、 遊歩道、広場

資料：深川市調べ

表 事業の概要・生活排水処理施設の普及状況

(令和元年度末)

区分	公共下水道事業		農業集落排水事業		合併処理浄化槽			
	深川処理区	音江処理区	納内地区	多度志地区	個別排水処理	その他・民間		
事業着手(開始)	昭和47年6月	平成7年10月	昭和60年5月	平成7年4月	平成7年4月	(住宅用)		
面積	計画	607ha	181ha	74ha	54ha	公共下水道及び農業集落排水 事業の処理区域以外の地域		
	整備済	503ha	134ha	74ha	54ha	設置済戸数 762基	設置済戸数 8基	
処理人口	計画	14,000人	1,510人	1,760人	770人	-	-	
	整備済区域内	13,709人	1,540人	1,197人	295人	使用人口 2,166人	使用人口 35人	
	普及率	68.35%	7.68%	5.97%	1.47%	10.80%	0.17%	
管渠延長	汚水	計画	126,580m	32,180m	12,836m	6,379m	-	-
		整備済	93,683m	22,302m	12,836m	6,379m	浄化槽基数 762基	浄化槽基数 8基
	雨水	計画	137,530m	34,450m	717m	207m	-	-
		整備済	44,267m	3,373m	717m	207m	-	-
処理場	名称	深川浄化 センター	音江浄化 センター	納内集落 排水処理場	多度志集落 排水処理場	小型合併 処理浄化槽	合併処理 浄化槽	
	運転開始	昭和54年7月	平成11年11月	平成2年6月	平成10年5月	-	-	
	処理方式	標準活性 汚泥法	オキシデー ション ディッチ法	オキシデー ション ディッチ法	嫌気性ろ床 併用接触ばっ気	嫌気性ろ床併用接触ばっ気・他		
	能力	計画 日最大	11,300㎡	1,920㎡	973.5㎡	254㎡	5~10人槽	5~110人槽
整備済		11,300㎡	960㎡	973.5㎡	254㎡	-	-	

資料：上下水道課

3 策定経過

年度	市民意向の把握等 (専門部会)	庁内検討委員会	都市計画審議会
令和元年度	市民アンケート調査 (R1.12) 第1回都市計画審議会専門部会 (R2.1.23)	 第1回庁内検討委員会 (R2.2.14)	都市計画審議会 (R1.11.25)
令和2年度	第2回都市計画審議会専門部会 (R2.6.25) 第3回都市計画審議会専門部会 (R2.9.28) パブリックコメント (R2.10.26~R2.11.27)	第2回庁内検討委員会 (R2.6.30) 第3回庁内検討委員会 (R2.10.2)	第1回都市計画審議会 (R2.7.3) 第2回都市計画審議会 (R2.10.6) 第3回都市計画審議会 (R3.1.25)

深川市都市計画マスタープラン

(平成16年12月策定 令和3年3月改訂)

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号
TEL (0164) 26-2304 (直通)
FAX (0164) 22-2460
E-Mail toshiken@city.fukagawa.lg.jp
編集 深川市建設水道部 都市建設課